

山梨県指定名勝

東光寺庭園復元整備報告書

山梨県指定名勝

東光寺庭園復元整備報告書

法蓋山東光寺

東光寺庭園修理委員会

序　　言

本書は、昭和六十一年度に行われた、山梨県甲府市東光寺所在、県指定名勝東光寺庭園の補修事業報告書である。その題名を「東光寺庭園復元整備報告書」とし、その間の経過を明らかにし、工事の詳細を記録するとともに、歴史的、様式手法的考察を加え、また写真、図面等の資料を掲載して将来の参考に資するものである。

この復元整備工事は、山梨県および甲府市からの暮い補助金を得て行わたるもので、それに際してお世話になった山梨県教育委員会文化課・秋山敬、萩原武、甲府市教育委員会社会教育課・越中宏治、山本承功、信藤祐仁、石井丈司の各氏に対して厚く御礼申し上げる次第である。

なお、本報告書は、東光寺庭園修復委員会の要望によって、日本庭園研究会会長・吉河功氏がその執筆を担当した。

昭和六十一年十一月

法義山　東　光　寺

東光寺庭園復元整備報告書

目 次

口 緯	正面枯滻石組主要部	10	14. 柯滻水落石と枯流れ瀧岸	28
	正面枯滻上から見た池泉方面	10	枯滻上より池泉を望む	29
	庭園中心部の石組構成	10	北部山畔石組	30
	上方から見た中央泡泉と山畔	10	山畔発見の自然石板碑	31
	西部からの上段池全景	10	池泉西部護岸石組	31
	東部小池石組手法	10	14. 13. 12. 11. 10.	
	下段池北岸西部の石組造形	10	枯滻水落石と枯流れ瀧岸	
	北部山畔立石と蓬萊遠山石	10	枯滻上より池泉を望む	
	下段池北岸東部の護岸石組手法	10	北部山畔石組	
一、 庭園の概要	14	山畔発見の自然石板碑		
二、 復元整備の概要	14	池泉西部護岸石組		
三、 荒廃埋没部分	14	14. 13. 12. 11. 10.		
調査の概要	19	枯滻水落石と枯流れ瀧岸		
東方から見た下段池泉	19	枯滻上より池泉を望む		
南部護岸丸拌石附近	19	北部山畔石組		
北部護岸中央部	19	山畔発見の自然石板碑		
北部護岸西側	20	池泉西部護岸石組		
東方から見た上段池附近	20	14. 13. 12. 11. 10.		
東部流れ上流と中流	21	枯滻水落石と枯流れ瀧岸		
東部流れ下流部分	21	枯滻上より池泉を望む		
枯滌主石附近	21	北部山畔石組		
	14. 13. 12. 11. 10.	枯滻水落石と枯流れ瀧岸		
	枯滻上より池泉を望む	枯滻上より池泉を望む		
四、 工事進行過程	11	北部山畔石組		
1. 樹木の剪定と伐採	11	山畔発見の自然石板碑		
2. 塔垣築の解体	11	池泉西部護岸石組		
3. 上段池発掘	11	14. 13. 12. 11. 10.		
4. 自然石板碑の搬出復元	11	枯滻水落石と枯流れ瀧岸		
5. 山畔整備作業	11	枯滻上より池泉を望む		
6. 東部枯滻の整備	11	北部山畔石組		
7. 山畔主要石組の復元	11	山畔発見の自然石板碑		
8. 枯滻れ石敷き復元	11	池泉西部護岸石組		
9. 池泉泥上げ作業	11	14. 13. 12. 11. 10.		
10. 護岸石組の修復	11	枯滻水落石と枯流れ瀧岸		
11. 流れ護岸その他の修復	11	枯滻上より池泉を望む		
五、 歴史的考察	12	北部山畔石組		
1. 歴史的考察－東光寺史と作庭年代－	12	山畔発見の自然石板碑		
2. 興國院の創立（密教時代）	12	池泉西部護岸石組		
(+) 開山廟後道隆（大覺院師）	59	14. 13. 12. 11. 10.		
来朝まで（59）建長寺開創（60）	59	枯滻水落石と枯流れ瀧岸		
建仁寺入寺（62）東光寺開創（64）	59	枯滻上より池泉を望む		
入寂まで（71）	59	北部山畔石組		
	59	山畔発見の自然石板碑		
	57	池泉西部護岸石組		
	57	14. 13. 12. 11. 10.		
	55	枯滻水落石と枯流れ瀧岸		
	55	枯滻上より池泉を望む		
	48	北部山畔石組		
	48	山畔発見の自然石板碑		
	44	池泉西部護岸石組		
	44	14. 13. 12. 11. 10.		
	39	枯滻水落石と枯流れ瀧岸		
	39	枯滻上より池泉を望む		
	38	北部山畔石組		
	38	山畔発見の自然石板碑		
	37	池泉西部護岸石組		
	37	14. 13. 12. 11. 10.		
	36	枯滻水落石と枯流れ瀧岸		
	36	枯滻上より池泉を望む		
	35	北部山畔石組		
	35	山畔発見の自然石板碑		
	34	池泉西部護岸石組		
	34	14. 13. 12. 11. 10.		
	33	枯滻水落石と枯流れ瀧岸		
	33	枯滻上より池泉を望む		
	33	北部山畔石組		
	32	山畔発見の自然石板碑		
	32	池泉西部護岸石組		
	31	14. 13. 12. 11. 10.		
	31	枯滻水落石と枯流れ瀧岸		
	30	枯滻上より池泉を望む		
	30	北部山畔石組		
	29	山畔発見の自然石板碑		
	29	池泉西部護岸石組		
	28	14. 13. 12. 11. 10.		

(一) 諸山東光寺	庭園中央主要部
(二) 妙心寺下の東光寺	南岸礼拝石附近
同 江戸時代の再興	復元整備後
同 現代の東光寺	復元整備前
注1～注42 同	復元整備後

六、様式・手法	下段池東部から正面枯澗を望む。
1. 手法	復元整備後
A、下段池	復元整備前
B、上段池	復元整備後
C、東部小池	復元整備前
D、東部流れ	復元整備後
E、東部山畔枯澗石組	復元整備前
F、正面枯澗石組	復元整備後
G、北部山畔石組	復元整備後
H、北部山畔西部枯澗石組	復元整備前
I、その他の石組	復元整備後

3. 総合的考察(付・自然石板佛)	東方から見た中央山畔を望む。
1. 舟石より正面枯澗を望む。(復元整備前)	東部から見た下段池の全景。
2. 同	東部流れ下流附近の景。
3. 西北山畔方面。	東方から見た下段池の堤と下段池。
4. 同	東部山畔を望む。
5. 庭園中央主要部。	東部山畔から見た上段池の堤と下段池。

106 106 105 104 102 101 100 99 97 93 93 90 90 86 83 77 73 72

附

4. 28. 27. 26. 25. 24. 23. 22. 21. 20. 19. 18. 17. 16. 15. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6.	庭園中央主要部
5. 2. 同	南岸礼拝石附近。
4. 3. 同	復元整備後
3. 2. 同	復元整備前
2. 2. 同	復元整備後
1. 舟石より正面枯澗を望む。(復元整備前)	東方から見た下段池の堤と下段池。
3. 西北山畔方面。	東部流れ下流附近の景。
4. 同	東部山畔を望む。
5. 庭園中央主要部。	東部山畔から見た上段池の堤と下段池。

6. 写真資料(1～28)	東部山畔から見た上段池の堤と下段池。
1. 舟石より正面枯澗を望む。(復元整備前)	東部山畔から見た上段池の堤と下段池。
2. 同	東部流れ下流附近の景。
3. 同	東部山畔を望む。
4. 同	東部山畔から見た上段池の堤と下段池。
5. 同	東部山畔から見た上段池の堤と下段池。

6. 写真資料(1～28)	東部山畔から見た上段池の堤と下段池。
1. 舟石より正面枯澗を望む。(復元整備前)	東部山畔から見た上段池の堤と下段池。
2. 同	東部流れ下流附近の景。
3. 同	東部山畔を望む。
4. 同	東部山畔から見た上段池の堤と下段池。
5. 同	東部山畔から見た上段池の堤と下段池。



正面枯滲石組主要部



正面枯流上から見た池泉方面



庭園中心部の石組構成



上方から見た中央池泉と山畔





- 11 -



- 10 -

上方から見た中央池と山野



西部からの上段池全景



東部小池石組手法



下段池北岸西部の石組造形



北部山畔立石と蓬萊遠山石



下段池北岸東部の護岸石組手法

一、庭園の概要

南北（本堂の線から北の墓地境まで）
東西（書院西側の線から東側の線まで）
面積 九二〇・一九^ア

書院北側全体

東西（書院西側の線から東側の線まで）
一六・六五^ア

南北（書院北側の線から北の墓地境まで）
一二・六〇^ア

面積 三六〇^ア

全庭面積
九二〇・一九^ア+一二・六〇^ア

合計 一二八〇・一九^ア（約三九五坪）

3. 構造形式

様式 池泉製賞式庭園（山畔利用式）

池泉 全体としては、東に附属する流れと共に、流水形の池表現であると考えられる。

山梨県名勝指定
昭和五十四年三月三十一日 山梨県名勝指定
名 命番号 第二号
所 在 地 甲府市東光寺町字北八反田一九四九番地
所 有 者 東光寺・住職更屋門道
現 在 町名変更により東光寺三丁目一九四九番地となる。
とが判明した。

2. 規 模

山梨県名勝指定は、一四八五^アとなっているが、今回正確に測定したところ、建造物を除いた庭園面積は次のようであることが判明した。

本堂北側全体

東西（西部築山シラカシの後方から東の書院まで）
一二〇・一七^ア

上段池の南には、石を三つ連続させた堤があり、その間から下段池に水を落す構造である。

下段池の瀧石組は、北側が古く、西、南、東側には後世の改造手法が目立つ。

排水口は下段池の西にあり、東から流入し、西に水を

出す形式である。

山畔部 本堂の北方上部山畔部分が景の主体となり、石組もことに多い。

その東方にある枯滻方面も、本堂方向から見る時重要な景となっている。

東側にある書院の西縁から見た場合、西方にシラカシを中心とした築山（石組はほとんどない）があり、これが背景としてよい景となっている。

山畔の中段部分では、西方にある数石組み、上段池の北側瀧岸石組、下段池東北部の三尊石組附近、中段小池に落ちる枯滻などが景の中心となる。

東方書院の北側山畔は、全体的に荒蕪が多く、石組もあまり保存されていない。

滲石組 全庭中で四か所の滲石組が確認されているが、まったく水を落とした形跡はなく、いずれも枯滻であると考えられる。景の中心となっているのは、正面山畔上の中央枯滻でいわゆる滲門湯形式を示し、本庭中最大の見所となる。下には、上段池に落ちる枯滻が附属しているが、ここには後世の改造が多い。

その東の枯滻は、山畔のさらに上方から下部の中段小

池に落ちる形式を見せるが、中滻部分がまったく失われている。

中央滻の西部山畔にはまた一つの枯滻がある。この滻は上段池の北側に落ちる形式である。たと考えられるが、現在通路のためにその下部が失われている。

上段池の西部瀧岸中にも、小規模ながら枯滻が組まれている。しかし、上方の山畔が崩れたために、この枯滻も上方がまったく保存されていない。

植栽 初のものと考えられる古い樹木は一切保存されていない。

現在は、山畔の西側、北側、東側、共にアラカシが主体であり、大部が株立ち状になっている。

その他の樹木では、シラカシ、アカマツ、ツバキ、エノキ等がある。

石組中には、現在ヒイラギの古木が一本あるが、庭よりもはるかに新しいものである。

今回の整備においては、主に北側山畔上に、墓地などの日記を兼ねてサンゴジ、アオキが植えられた。

山畔の全面には、土留めを兼ねて矮性リュウノヒゲを植えた。

その他 本庭の景として、整備前まで存在した燭燈籠（五重）は、明確な後補であることが判明したので、他の場所に移して保存してある。

二、復元整備の概要

1. 工事組織

本復元整備工事に際しては、県指定名勝東光寺庭園修理委員会が組織され、これを執行機関とした。その委員は次の五人である。

甲府市文化財調査審議会委員	伊藤 祖幸
山梨県文化財保護審議会委員	植松 又次
法華山東光寺住職	更鳳 昌道
東光寺檀家總代	寺田 信男
日本庭園研究会会長	吉河 功

また、復元整備の実地工事は右修理委員会の決定により、東光寺から専門研究團体である日本庭園研究会に依頼がなされ、次の者が工事を担当した。

技 術 员
工事總監督 吉河 功
現場主任 福島 保
現場助手 福島 弘

2. 実施工程

昭和六十一年六月二十四日	工事着手
昭和六十一年六月二十七日	上段池堀発掘着手
昭和六十一年七月一日	自然石板碑復元
昭和六十一年七月八日	山畔石組復元着手
昭和六十一年七月十九日	池泉泥上げ着手
昭和六十一年七月二十五日	山畔土入れ着手
昭和六十一年七月三十日	池泉護岸復元着手
昭和六十一年八月二日	山畔土留め積付着手
昭和六十一年八月六日	日陰し植栽着手
昭和六十一年八月十一日	東部流れ復元着手
昭和六十一年九月五日	実地工事竣工
昭和六十一年九月六日	全庭平版実測着手
昭和六十一年九月十九日	実測作業終了
昭和六十一年九月二十六日	全庭実測図面完成
なお、以上昭和六十一年六月からの本工事に先立ち、予備事業として次の調査が行われた。	

東光寺庭園実測調査

昭和六十年十月四日より、同年十一月二十二日まで

この実測調査は、東光寺庭園復元整備工事の基礎資料として、昭和六十一年の時点での木庭の姿を正確に記録し、その荒廃部分等を明らかにすることに目的が置かれた。

実測図は、土として本庭の特色である多數の石組の現状を詳しく記録するため、五十分の一平板測量とし、完成した図面は「東光寺庭園石組詳細平面図」とした。

東光寺庭園試掘調査

昭和六十一年二月十八日より、同年三月一日まで

この試掘調査は、東光寺庭園復元整備工事の前段階として、先の実測調査に続き、埋もれた流れ等の存在を明確にし、復元整備の方針を決定するために行われたものである。

その作業は大きく三つの部分に限定され、中央枯滝上段東部より発見の白然石碑の確認、中央枯滝下部上段池の確認、庭内東方の流れの確認であった。その結果、三枚の試掘図が作成され、また多數の写真資料も得ることができた。

3. 工事費用

今回の山梨県指定名勝東光寺庭園復元整備は、山梨県および

甲府市の補助金を得て行われたもので、それは一度に分けられ次のような配分になっている。

昭和六十年度、山梨県指定名勝東光寺庭園修復事業

(予備調査としての実測、試掘作業)

総予算	1,000万円
内、山梨県補助金	1,000万円
甲府市補助金	500万円
東光寺負担金	500万円

昭和六十一年度、山梨県指定名勝東光寺庭園修復事業

(本工事、庭園修復、実測作業、他)

総予算	1,500万円
内、山梨県補助金	750万円
甲府市補助金	375万円
東光寺負担金	275万円

兩年度総額(総事業費) 1,700万円

三、荒廃埋没部分

1. 調査の概要

本工事に先立つて、昭和六十年度に現状の平板実測と試掘調査が行われた。

その主たる目的は、現状における荒廃部を緻密に調べることと、当初の造形で土中に埋没している部分があれば、極力それを確認することであった。

その結果、金庭の精密な五十分ノ一実測図を完成し、「東光寺庭園石組詳細平面図」とした。その特色は、それぞれの石について細かく点をとり、さらに正確な石の形状を示すために、半面的に見たそれぞれの石の屈曲や彫、割れ目などを細部にわざって記入したことである。

樹木については、本庭ではそれぞれの重なりが特に多いため、図面上での繁雜さをさけるために、主として樹幹のみを図中に記入する方式をとった。

この平板実測作業と平行して、現状の写真撮影も詳細に行わ

れた。荒廃の状態を多方面から撮影することは、後の記録としまことに重要であり、図面とはまた別の細部までをたしかめることができる。

試掘調査は、あらかじめ埋没の可能性ある部分三ヶ所に限定して行われた。その中には、実測の際に発見された自然石板碑の確認も含まれている。

この試掘の結果、中央枯池の下部に上段池のあることを確認し、さらに庭園の東方より西に流れて池泉に至る流水の存在も確認することができた。

ここでは、以上の調査の結果確認した主なる荒廃部分と埋没部分の修復前の状態を写真で示し、それに解説を加えて行くこととする。

写真の中で、下部池泉の護岸石組については、大量のヘドロで池が埋められていたため、その荒廃の姿が撮影できない部分があった。そのような渡井石組は、今回の復元整備作業において、池泉の泥上げが終了した時点で現状を撮影したものと紹介することとした。

最終的に、これらの造形が復元整備の結果、どのように変化したかは本報告書の最後に、「写真資料」として、対照した整備前と整備後の写真を入れておいたので、そちらをお照していただきたいと思う。

また、工事の様子については「四、工事進行過程」において作業を詳しく紹介し、また細部にわたる写真もそちらに極力入れるようにした。



2. 東方から見た下段池泉

東の書院方向から、西を望んだところで、下段池泉のほぼ全景が写っている。

ここで特に注意してほしいのは手前側の部分であり、ここには書院建立前に設けられていたコンクリート製の排水溝が池にまで達している。この水路を池に落すために、その部分の護岸石組を取り去っていることが分かる。

その左手にある二三石の石は、ただ置いてあるだけで移動していることが明らかであった。

またこの手前側は全体に十cm以上土に埋っており、護岸もかなり弱く見えている。

移動した二石の置いてある附近は、後に護岸上に二重に石の組んであったことがわかり、池泉東部の一つの景となつた。背後に見える堂は、昭和三十八年に再建された本堂であるが、後方をまったくふさいでしまったために、庭園を見ることができない。これは本庭にとって最も残念なことである。

本堂の右手に附属しているのは便所であるが、これは七月十二日に取りこわした。また、本堂の北側には飛石も打たれているが、雑然としており後補であることは明らかなので、最終的には取り除いた。

池泉の南岸も望まれるが、全体に石がゆるんだ状態で乱雑な感じがする。

3. 南部護岸礼拝石附近

下段池泉の南岸の東半分を、西側から見た景である。中央で三つに大きく割れているのが礼拝石で、手前左の部分は天を北側に向けて池の中に落ち込んでいる。

このように割れたのは、石の目のヒビの中にヤマモミジが実

生で生え、その根が生長してどんどん割れ目を押し広げたためである。それは以前に撮影した写真によって確認されている。

しかし、この附近の護岸石組は当初からのものではなく、江戸時代の改造であることが明らかになった。

礼拝石の下には、東西に長い松丸太が入っており、その上に巨大な礼拝石を乗せて安定させていたのであるが、石が割れた

ため、かえってその松丸太のために石が不安定になってしまったということである。

割れた礼拝石の右にある二つの石も移動しており、これは据えなおした。

池泉中は深いところで五十cmもヘドロで埋まり、写真的手前などはほとんど土になっている。

これは地上部の土が、雨水と共に常に池に入り込んでいるためであるから、排水をしっかりとすることが大切である。他の護岸も雑然としたところがあるが、明らかな荒廃部以外は現状保存ということを原則としたので、このあたりはあまり変化していない。

礼拝石の復元は最も難工事であったが、ほとんど元のように合わせることに成功した。



4. 北部護岸中央部

下段池泉北側中央部の護岸石組を、舟石方向から見たもので、写真の右下に少し見えているのが舟石の先端部分である。

一見して石の崩れていることが分かるが、どのように動いたかは、池泉の泥上げをした結果さらにはっきりした。

下に水面から顔をのぞかせている横長の石は、実際は大きな石で、当初からここにあつた天然の石である。

それにもたれかかるようになつてゐる大き目の石は、護岸中からはずれて移動しており、そのため岸の土が池中に落ち込む状態になつてゐる。

その裏側には、本来平らな面を見せていた平天石が、かなり大きく前方に傾斜して倒れかかっている。

これ以外には池中にも石は落ちていなかつたので、主に二石を護岸中に戻すことによつて復元は可能であった。

よく見ると、以上移動した二石の左手がくほんで穴のようになつてゐるが、実はここには昔流板形のかなり太い松が植えられていた。その根が次第に太くなり、このあたりの石組を押し出したのが、この護岸石組の荒廃の原因と考えられる。

石組間に無計画に後補の植栽を行ふと、その当初はよくても、後世に大きく害をなすという、一つの見本といえるであろう。



5. 北部護岸西側

下段池泉西側の北岸を正面から眺めた景である。このあたりは後補の樹木が繁り過ぎて、星なお暗いといった様子であり、主要な石組は隠されてまったく景色になっていない。

最も困るのは、護岸中に実生で生えた樹木であり、写真右手の護岸石組間に生長したヤマモミジは、その下の石をそっくり隠すと共に、その左手の立石を左と前方に押し出している。また、そのため、背後にある西部の中心的な石組もまったく生かされていない。

左手の池上も、立石が左に傾斜しており、また護岸中にヤマモミジが生えている。

護岸は特に右手の部分が、上から流れてきた土に大きき覆われており、また池中も水面が見えぬまでに土が堆積している。

このような樹木を除き、石組を生かさなければ、本庭の西側は庭としての意味を失ってしまう。
整備の結果、背景として築山と、そこにある主木としてのシラカシが重要な景となっていることが明らかになり、石組もたがいに関連をもって、まことに味わい深い造形に一変したのである。





6. 東から見た上段池附近

全庭の一中心ともいえる上段池附近を、東のやや上方から見下した景である。

これは試掘より以前の撮影で、上段池の部分はまったく土に埋まり、その存在さえ明らかでない。

中央にある平天石は、三枚つなぎの石橋と考えられたこともあつたが、実際は土中に直接据えられており、上段池の石の堤であることが後に判明した。

この堤から右手の部分は、土が除かれすべて上段池の水面となつたのである。右手奥は土が高く斜面になつていて、この下部から護岸石組が出現し、また枯瀬の遺構も見出された。また護岸も三重に組まれており、このあたりの重要な景となつたのである。

右手前は枯瀬の落口となり、この下からも水落石が二段出土している。

堤を渡ったところにある五重の塔壇籠は、位置も自然であり、初層軸部は風化が進んで今にも崩れそうな状態になっていた。これは、今回の調査において後補であることが明確になつたために、現在は取り除いて保存してある。

おそらく、庭中で最も様子の変つたのがこの附近であると思われる。

7. 東部流れ上流と中流

写真上は、東部流れの上流を西側から見たもので、試掘調査の際の撮影である。最初流れはまったく失われていたが、表土を掘ると、このようにかつての流れの石敷きなどが出土してきた。作庭当初は、このもつと東側から水流が導かれていたはず



であるが、今ではすべて埋もれている。水源も断えており、現在は井戸を用いるより手がない。上方に近年工事を行った排水の太いパイプが入っていたので、これを利用してとりあえず流れを復元することになった。本工事ではこれより下に、かつての水路の根石なども出土して、大体の流れの幅などが推定できた。

写真下は、中流部分で、このあたりは流れの護岸石組も残っていたが、途中に改造があり、流れをふさぐような形で石が置かれていた。

大きい方の石は護岸にあってものが動かされたもので、かつてこの部分に旧書院の雨落排水溝が入れられていたことが分かっている。

四角い方の石はまったく別の切石で、廢石が捨てられていたものである。

手前に見える大き目の石などは、当初からの流れ護岸であると推定され、これによって流れの様子が分かったのであった。



8. 東部流れ下流部分

流れの下流を南東方向から見たもので、試掘調査以前の最初の状態である。

庭園の東部では最も大きく姿を変えたのがこの部分で、写真では流れの中にはほとんど石組は見当らないが、掘り下げるに石組が出土した。

しかも、その石組が護岸となり、ここは全体が二段構成となって、一つの小池が作られていることが明らかになつた。その小池に流れを落すことによって、そこが泥留め池をも兼用していたわけである。

また、写真の右手からは、枯れの水落石も出土して、上方からの枯れ石を落す形式にもなっていたことが分かったのである。

写真で草の生えているあたりは、特に深くなり、護岸石組が出現したことによつて、まことに力強い感覺に変化した。手前にある石組はその護岸石組の一部であるが、このあたりは改造されている。

全体の表現としては、石で囲まれた泉のような造形がこの下にあつたということにならう。

向うには石組間に三段程の階段が作られているが、これももちろん後補であり、今ではここを上ることは不可能となっている。

9. 枯滝主石附近

全庭中、最大の見所である枯滝の最上部を見たものである。

主石となる立石に対して、その右に水落石を組み、右手からは勢いのある鯉魚石が斜めに突き上げるよう組まれている。

その上方奥の石組は、一部に移動もあり少々雰然とした感があるが、整備の結果非常にまとまりが良くなつた。

ここで最も重要なのは、主石の立石である。この石は全庭の頂点といつてもよい大切な位置にあるが、全体がやや右と手前に傾いてしまっている。

それは、背後からアラカンの太い根が石組間に入って生長し石を押し広げていたためである。その左手の平天の添石は動いておらず、この添石と主石の間

が三cmばかり離れてしまつてゐた。

写真下はその状態を上方から撮影したものである。主石を左と奥に戻した結果引き締った造形となつた。



10. 枯滝水落石と枯流れ護岸

写真上は、前頁に示した枯滝主石のすぐ下にある二段目の水落石である。

一見してわかるように、かつて一石であったものが二つに割れて、別々に離れてしまっている。主石が傾いたために、それ

に押されてこのような状態になったことは明らかである。

周辺の土も流れているので、これを復元してしっかりと土を固める作業が必要であった。ここには土を入れ、石敷きを行ったので、元のように見やすくなかったことはいうまでもない。

写真下は、それに続く枯流れの中流部である。このあたりは最も痛みが激しく、護岸石組もほとんどは後の改造手法と考えられる。

手前右手の石などは大きく割れが見えているが、これは石の目にフジが入って押し広げたためである。

この石と、左手の石の間は石組が失われており、これは石を追加して復元する必要があった。

枯流れの内部も土が流れ、石の根が切れた状態になっていたので、土を入れ石敷きを復元して、美しい枯流れの景が見られるようになつたのである。今では見違えるような立派な造形となつている。





11. 枯滝上より池泉を望む

中央枯滝の上方附近より、西南方向に池泉を望んだ景である。枯流れの荒廃した様子や、山畔部分の土の流れていることがよく分かるであろう。このような土が、長年の間に池泉中に流れ込み池を埋めたのである。

ここでは、特に上段池泉のほぼ全体の埋没時の状態が写っているので、現状と比較するのにまことに都合がよい。

五重の塔燈籠の右手には、二又にわかれたツバキの古木があるが、この部分は上段池の内部であり、ツバキは池が埋まって以後に実生で生えたものと考えられる。整備の際、その根の下から石組が出土したことは、それを何よりも有力に物語っている。

そのツバキの右方向には、白く見える立石が小さく写っているが、この石はここより見出された枯滝の主となる立石であることも明らかになった。この下から多くの石組が出土して、全体で三重護岸の形式が出現したのである。なお、この上段池が埋まつたのは、西北方面の急な山畔の土が流れたためと考えられる。



12. 北部山畔石組

本堂方向から見て、ちょうど
北部上方にあたる部分にある山
畔石組である。

上方にある山形石が、蓬萊山
を表現した石で、遠山も兼ねて
おり、蓬萊遠山石」という。

その右手は石組に動いている
ものが敷石だったので、このあ
たりは修理した。

ここで最も重要な景は、山形
石と共に、その右下にある立石
である。しかし、この石は以前
の台風で倒れたことがあり、一
応は後で復元されたのであるが、
写真で見ても右に大きく傾いて
いることが分る。

この立石は、倒れる以前に撮
影された写真を参考にして、当
初の姿に復元したので、この附
近の生石にふさわしい力強い姿
を見せるようになつた。

13. 山畔発見の自然石板碑

昭和六十年度の実測の際、山畔の石組中に自然石板碑の断片が使われているのが発見された。

写真上は、その当時の状態であつて、梵字の上方と、特色あるイの三点が見えている。この面を裏として使われていたのでこれまでその存在に気付かなかつたのである。

写真中は、試掘調査の際の撮影で、その位置で下部まで掘り

下げたところ、このような立派な書体の梵字キリーハ（阿弥陀如来種子）が出現したのであつた。

写真下は、それより三ロばかり北側の山畔上に倒れていた石板碑をこちらに向けている大き目の石が、実はこの自然石板碑に続く下の部分だったのである。写真では面を下側として倒れているのでよく分からぬが、これを起こしてつないでみたところ、見事に両者は一致したのであつた。残念なことに年号はなかつたが、鎌倉時代のものと推定される。



14. 池泉西部護岸石組

本工事に入り、下段池泉の泥上げが進行すると、大量の泥に

埋まっていた西部護岸の様子が明らかになってきた。

写真上は、池の西岸を東南から見た景であるが、石組の大部
分がゆるんで移動しており、池の中に落ち込んでいるものも多い。

このあたりも当初の護岸ではなく、明らかな江戸時代の改造手
法である。その点は、下部に松丸太が橋に使われていることで
も証明されるのである。
この上うに荒廃するのは、江戸時代の施工技術にもよるが、
やはり護岸石組中に生えた樹木などを放置しておいた結果だと
いってよいであろう。なお、左手はこの池の排水路であるが、
このあたりの痛みも大きい。

写真下は、池泉西部の南岸を
北側から撮ったものである。

ここも石組の崩れがひどく、
落下石など大部分を補修しなけ
ればならなかった。この写真で

は排水路が右端に見えている。
上に少し見えるのは本堂の西

北部で、小石の積んである右手
が解体した便所の跡である。

移動した護岸石組は、それが
どのように動いたかを慎重にた
しかめ、元の位置に収めるのが
原則であって、新たに石を追加
するのは、どうしても石が足り
ない時に限られる。この附近で
も追加は二石だけであった。



四、工事進行過程

今回の復元整備工事は、最終的な平板実測作業を別にして、昭和六十一年六月二十四日から、同年九月五日にわたる長期間に及んだ。(実測終了は九月十九日)

したがって、そのすべてを詳細に報告することはできないが、主要な工事の進行に限り、その作業の様子を中心としてここに発表することとする。

1. 樹木の剪定と伐採

本庭では、後補の樹木が大きく生長して、庭園景観を害するばかりでなく、石組間に実生で育った樹木は、その根によって石組を破壊している例が多かった。特に護岸石組においてはその傾向が大であった。

そこで、そのような樹木は、この際思い切って伐採するか、または剪定して、あくまでも庭園景観を第一に整備することに

したのである。その作業は、主に六月二十四日、二十五日の両日にわたって行われた。

伐採処分したものは、油泉西部のコノチガシワ、ウメモドキ、カヤ、ヤマモミジ、山畔西部のツバギ、アカマツ三本。山畔東部のアカマツ二本などである。このうち、最も太いアカマツでも、年輪からみて樹令はせいぜい二十数年である。

剪定したものは、山畔北に広がるアラカシ群の枝、中央枯滝南部のヒイラギ一本、東部山畔のアカマツの枝などである。

その結果、主に西部は明るく広くなり、全庭の三分の一程度面積を増したよう感じられた程度である。背後の北方も、石組の上に大きくなぶさっていたアラカシの枝を切り落したので、石組が生きと立体感を見せるようになつた。



護岸中ヤマモミジの伐採 61.6.25

2. 塔燈籠の解体

下段池泉の北に立っている塔燈籠は、五重の立派な作であるが、後でここに入れた可能性が大きいことと、初重軸部および二層目軸部の痛みが激しく、今も倒壊しそうな状態であったので解体することにした。後補と考えられるのは、年代が江戸初期頃のものと推定される上に、基礎がなく、別の荒げずりの方形の台に乗せられているという不自然な姿だ。だからである。

解体は六月二十七日に行つた。まず、南側に方角を表わす印



塔燈籠の解体 61.6.27



基礎に使われていた墓石材 61.6.27

を入れ、上部から順番に屋根を下ろして行つた。
最も不自然と思われた最下部は、チャーンブロックで吊り上げたが、これは何と大名などの墓塔の屋根を流用したものであつた。それは、一面が唐破風形になつてゐるので分かる。しかも、これは完成品ではなく、荒仕上の未完成品であり、おそらくは維新後、このような墓石材が不要となつたその廢材を用いて基礎としたものであろう。
修理委員会で検討の上、この塔燈籠は庭中から除き、別の場所に保存し、後に初重軸部などを復元して立てることで意見が一致した。

3. 上段池発掘

六月二十七日より、本格的な上段池の発掘に着手した。ここには、わずかながら涌水がある、下部はヘドロ状態であり、また木の根などが多く、土を上げるのは非常に困難な作業となつた。板を敷いて足場を固めてから、ショットで少しづつ土を一輪車に移すという根気の入る作業である。

中央枯滝の落口の部分は、先の試掘調査において、約三五cm程土に埋ったところに、石を敷いた池底のあることを確認していたので、その池底を基準に掘り進んで行った。



上段池発掘着手 61.6.27



枯滝出土状態 61.6.27



発掘終了時の上段池 61.6.28

ここでの問題は、西に行くほど土が斜めに高くなっていたので、石組がどのようにつながっているかということであった。

しかし、掘り進むと石組の下にまた別の石組が連なっており、高いところでは全体を三重に組んでいることも分かつてきた。

このように多くの石が出土するとは思いもよらなかつたが、さらに六月二十八日の発掘では、上段池の西側から枯滝の遺構が出土した。池は思った以上に大きいことも明らかになつた。

枯滝の南部の位置にあったツバキは、その根を除くのにまことに苦心したが、その下に池底があつたということは、池が埋つてから生えたものということになる。

このようにして、変化ある曲線を見せる上段池は、完全に発掘されその美しい姿を現わしたのであつた。

4. 自然石板碑の搬出復元

山畔より見出された自然石板碑は、試掘調査によつて二つに分かれた二石が完全につながることが明らかになつた。

また、その梵字キリーラの書体などが古式であり、さらに上方にイの三点がついたものは、山梨県では初の発見であることから、その史料的価値は高いと判断され、修理委員会でもこれを復元保存する方針が決定された。

搬出作業は七月一日に行われ、まず山畔北方にある重い下部をチャーンブロッカで吊り降ろすことになった。この石は、板碑としての面が下側になっていたので、傷をつけぬよう慎重

に持ち上げ、石材用布製の帶を入れて吊り上げたのである。

このあたりは、かなり急な斜面であるため、少しづつ三又を譲しながら降ろしたのであった。特に注意が必要な作業であつたために、朝から午後三時頃までかかってしまった。

上部の梵字主要部は、二人がかりでかつぎ降ろしたのでこちらはすぐに下まで運ぶことができた。

板碑は、庫裡西北部のアカマツの下に、面を庫裡側に向けて立ることになり、まず下部をしっかりと固定してから、チーズブロッカで上部を重ねた。幸い接着剤などを用いなくともうまく合い、まず動く心配はないので、そのまま保存することにしたのである。

この板碑上部の使



板碑下部搬出作業 61.7.1



復元された自然石板碑 61.7.1

この板碑上部の使
われていた場所は、
本底の造形上あまり
さしさわりのない、
ヒイラギの後方であ
つたが、その跡には
ほぼ同じくらいの石
を据えて、当初の姿
と余り変らないよう
に復元しておいた。
今後の板碑の研究
が待たれる。

5. 山畔整備作業

七月一日からは、山畔全面の現状整備作業が始められた。これは、主として石組間にはびこっているサツキの根などを、ていねいに取り除くことが中心となつた。

また、山畔に雜然と散在している小石なども、できる限りひろい集めておくことにした。



東部山畔の発掘 61.7.2



出土した山畔土留石組 61.7.3

この日の午後、東部山畔の流れ中流北側に生えていたヤマコウバシを移植するため掘り下げたところ、その根の下部から新たな石組が出土してきた。そこで、石をたどって掘り進んだ結果、ここにはかなり多くの山畔土留め石組が埋もれでいることが明らかになつた。

保存状態もよいようなので、本格的な発掘を行い、翌三日には全体の姿がはっきりと出現したのであつた。石組は平天石が

中心ながら、土留めとしてはしっかりと組まれている。

これで、本庭東側の景がつながり、力強い感覺となつたのである。

三日にはまた、山畔西北部上方の墓地との境に、水止めを作る工事も行つた。この部分はまことに急斜面であり、雨の際には墓地からの水が大量に流れ込んで、下部の山畔の土を洗い流していたのである。

山畔西北部が大きく荒廃し、上段池を土で埋めたのも、この水がおおかたの原因であったと考えられる。石を積んで水止めを作った結果、墓地の水はここを越さなくなり、この工事は大成功であつた。



東部枯滝上段の整備 61.7.4



同上、出土の石敷き 61.7.4

6. 東部枯滝の整備

本庭東部山群の主要な景となつてゐる枯滝は、長い間タマザサに覆われ、まゝたくその姿さえ不明であつた。そのタマザサは実測調査の際にすべて刈り取つたが、まだその根が大量に残つておらず、土にも埋もれて枯滝の段や流れが不明確になつた。そこで、七月四日から東部枯滝の整備に着手し、当初の枯滝面を出すために土を掘り取つた。

その結果、当初の流れ上面が出土し、そこには地元産の山石と、角のとれた川石の二種類が散かれていたことも明らかになつたのである。川石はこの附近からは採ないので、かなり遠方から運んだことがわかる。二種あるのは、川石が失われたために、山石を追加したものとも考へられるが、はつきりしたことは不明である。

このような石敷きの中にも、クマザサの根がびっしりと入り込んでいたので、一応石を取り除いて根をすべて抜きとつたのである。運び出す土もかなりの量になり、一輪車で何度も往復して捨てなければならなかつた。また、最上部の石組間に生えていたアラカシも除いて石組の破壊を防いだのであつた。

7. 山畔主要石組の復元

本庭の山畔には多数の石組があるが、そのうちにはかなり荒廃の進んでしまった部分がある。そのようなところは復元困難ということになるが、主要な石組で明らかに移動が確認できるものは、正しく復元する必要がある。

石組というものは、たとえわずかな角度でも感覚は大いに違ってくるものなので、特に中心的な主石などは正確に復元することが大切である。それも、独断ではなく緻密な調査を行い、しっかりと裏付けがなければ着手することはできないのである。この主要石組復元は、そのような意味でも今回の復元整

備の正念場といつてよい。

また、このような石組復元は、文章で解説するよりも、そのまま示した方がはるかに分かりやすいから、ここでは、できるだけ各石組の復元前と復元後の対照写真を紹介して行きたいと思う。

山畔石組の復元に着手したのは七月八日からで、まず正面山畔、蓬萊石下の立石から作業を開始した。この石は、かつての台風の際、そのまま前方に倒れてしまったものを、寺院側で仮りに立てておいたもので、これまではかなり右手に傾いていた。これをかつての写真を参考として正確に起したので、このあたりが引き締った景になったのである。



山畔立石、復元前 61.7.8



同上、復元後 61.7.8



蓬萊石東部石組、復元前 61.7.8



同上、復元後 61.7.8

いて見えるが、現在ではタマリックも植わり、ぐっと落着いた感覚になっている。

この附近が荒廃したのもかつての台風によつてアラカシの大木が倒れ、石組にかぶさったからだと考えられるが、今はそのアラカシの根によつて石組に害が出はじめているのが少々心配である。

七月九日には、いよいよ中央流石組に着手し、その上部で全庭の一中心となつてゐる漁主石の復元にかかりた。

この立石は、後方から延びたアラカシの太い根によつて、東方と南方に押し出された形になつてゐたもので、それだけ左の添石および奥（北）の添石との間に透き間ができるまっていた。

これを元のよう起すためには、まず後方の石を一時はずして後ろを掘り下げる必要がある。こうして後ろを掘り、アラカシの根を完全に取り除く作業を行つたが、根は非常にしつかり



同右、復元後

61.7.9



中央枯滝主石、復元前 61.7.9

とはびこっており、それを除くのに大変に時間がかかってしまった。

最後はチャーンブロックで根を引張り、やっとそれを引き出したのであった。

こうして、主石の自由が利くようにしておいてから、チャーンブロックで、少しずつ注意深く引き起したので、正確に元の位置に収めることができた。

上の写真は、主石の起き具合を知るために、上部から水糸をたらして撮影したものであるが、少々分かり難いかも知れない。

この主石のすぐ右には、最上段の枯滝水落石があるが、それに続いて直下に二段目の水落石がある。この水落石は二つに割れて、高さも喰い違いになっていた。それは、傾いた主石に押されたのが一つの原因である。

しかし、主石が元に戻ったので、この水落石も接続して当初の姿に復元することができた。

このようにして主石がしっかりと立石になつたために、枯滝上部は大いに力強さを増し、古庭園らしい致しい美景が見られるようになつた。角度からすればほんのわずかであるが、そのわずかが生命であることを知らなければならぬのである。

中央枯滝石組では、さらにその上部にも奥深く枯流れが続いている。この部分は、これまでかなり雑然とした石組のように思われたが、整個してみるとそれ程のことではなく二石程

が移動しているだけであった。
特に枯流れ西側中央の石が、大きく流れ中にずれ込んでいた
が、その裏に枯れた太いアカマツの根があり、この根によって
押し出されたことが明らかであった。
そこでこの根を掘りとり、石をそのまま元に戻したのである



中央枯流れ奥枯流れ、復元前 61.7.9



同上、復元後 61.7.9

なお、この枯流れの奥にも太い株立状のアラカシがあり、石組間にかなり大きく喰い込んでいるが、これは背後の目隠しとしての役割を持つた樹なので、今回は切らずにおいた。

ただし、将来石を動かす可能性が大きいので、管理などに十分注意する必要があろう。

この日はさらに、西北部山畔の石組補修も行った。

前述のようにこの西北部は、墓地方面からの雨水の流入があって土が洗われ、そのために多くの石組が荒廃したと考えられる。そこに、この附近の主石として立石が残存していたが、これも大きく左へ傾き、いまにも倒れそうな状態であった。

が、正にびたりと収まって、このあたりも生々とした石組がよみがえった感がある。

これも動いていることは明らかであった。

そこで、主石を右に起すと共に、下の石を寄せてしまふと固定したので、非常に安定感のある石組となり、この西北部の一ポイントとして生きてきたのである。

当初はこのあたりに、西部の枯滝があつたはずであり、この



西北部山畔石組、復元前 61.7.9



同上、復元後 61.7.9

石組はその中心的な造形であった可能性もある。

なお、これに引き続いて、七月十一日には東部山畔方面の数石の復元も行い、これによって山畔部の主な石組は大体整備することができたのである。石組復元は、次に池泉部に主眼が置かれることになる。

8. 枯流れ石敷き復元

七月十四日からは、全庭四カ所の枯滝と、それに続く枯流れへの石敷き作業に着手した。

これは、東部枯滝において、明らかな当初の石敷きが見出されたためで、すべての枯流れを同様の方法で復元することに決定したものである。ただし、最初敷かれていたと考えられる灰色がかた川の丸石は、今日では大量に入手することは不可能なので、釜無川の石を取り寄せ、これを敷きつめることになった。

この石は少々青味がかっているが、適度に角がとれているので、流れの表現とするには都合のよいものである。



東部枯滝の石敷き状態 61.7.14



中央枯滝の石敷き作業 61.7.17

石敷きの工程は、まずその部分の土を平均に掘りとり、よく洗った石を隔から順に打ち込んで行くのであるが、古庭園のためモルタルなどが使えないでの、粘土質の土をていねいに目地につめ込んで固定していく方式である。

そのためかなり手間のかかる作業となり、工程上一部分を残して終了したのは七月十八日であった。しかし、枯流れがはっきりしたために、庭園は一段と引き立ち、石組にも立体感が出てきたのである。

9. 池泉泥上げ作業

今回の復元整備で、一番の難作業は池泉の泥上げであった。永年に亘る土砂の堆積は、深いところで五〇cmにもおよび、その量はまさに大量である。

泥上げの準備として、早くから水を切っておいたのであるが、

この池には詰水があるため、下はヘドロ状態であり、水は常に一ヵ所にためてポンプアップしなければならなかった。

また、池底からの出土物もあることが予想されたので、そのあたりも慎重に作業を進めたのであった。

さらに、池底がどのような構造になっているかを確認することも重要であるから、基本的にはすべて手作業になる。

ただし、上部の土だけは、小型のユンボを

使用して泥を上げたのである。

そして、次第に池底

の様子も明らかとなり、

この池泉は一部に天然の軟質の岩盤をそのまま利用し、さらに低い部分には良質の青粘土を打ったものであることが確認されたのであつた。



池泉泥上げ作業着手 61.7.19



泥上げ進行中の下段池泉 61.7.21

岩盤は高い部分をけずり込んで池とした形跡があり、青粘土は小砂利を交じえて特に固く打ち込んでいるので、



同 右、接着復元後の相輪 61.7.21



下段池出土の相輪二片 61.7.19

上を歩いてもびくともしない程である。
池中からの出土物はそれ程多くなかったが、その中で注目されるものが三点ばかりあった。

その一つは、七月十九日出土した相輪であり、二つに折れて発見された。これをきれいに水洗いして調べたところ、両者は完全につながることが明らかとなつたので、七月二十一日に石材用のボンドで接着復元したのである。

この相輪は、下の納部分を欠いているが、現状で全高三五・三cm、最も太い九輪中央の直径は一〇・二cmのものである。

おそらく、室町時代頃の宝鏡印塔の相輪と思われ、これと似たものは当寺墓地内にも見られる。しかし、宝珠の形などは優秀で、安山岩製の相輪としては貴重なものといつてよい。ただ、本底との直接的なかかわりはなく、後世に池に捨てられたものと考えられる。

その他の二つは、柳沢家の家紋の銅板と、同じ家紋を入れた軒丸瓦であるが、これについては「五、歴史的考察」の中で解説したので、そちらを参照してほしい。「八二二一」

このようにして、下段池泉の泥上げは着々として進行し、七月二十五日には大体の作業を終えることができた。

その結果、護岸石組の痛み具合がかなりひどいことも分かり、特に、西岸、南岸、東岸では下部に松丸太を入れ、その上に石を組んでいることが明確になった。
これは、その石組造形から見ても、明らかな江戸時代の改造手法であると断定されるものである。

また、泥上げの結果判明した特に重要な点は、本庭池泉中の景色の一中心である舟石が、松丸太を井桁に組んだ上に据えられていたという事実である。台となる松丸太は、長方形の井桁となり、正しくは長い方が西南西から東北東に向っている。これをわかりやすく東西、南北として記すと、東西の最も長い丸太が一九四cmあり、南北の

長いものは一二七cmある。太さは、太いもので直径約一六cmであった。

この中舟石を据え、さらに動かぬように下側にはかまし石を打ち込むという念入りな仕事がしてある。さらに西南隅には丸太を押えるように長さ九七cm、最大幅五八cmの石が置かれていた。おそらくこのように舟石を据えたのは、護岸改修と同時に江戸時代のことと推定される。

舟石の東方池中にある岩島は、平天石の平凡なもので、高さ約三〇cmの台石の上に乗せられていた。

岩島自体は表側で高さ四七・五cmあり、かつてはこの上に置き籠が置かれていたのである。

これも古いものではなく、江戸時代の趣味によるものと思われるが、現状のままに保存しておくことにした。



舟石の池底構造 61.7.24



岩島の据付状態 61.7.25

10. 護岸石組の修復

七月二十三日からは、いよいよ護岸石組の修復に着手した。この工事は最も日数がかかり、八月十八日まで断続的に行われたので、そのすべてを記すわけにはいかないが、その主要な部分に限ってここに発表しておくことにする。

まず、港泉北岸西部のヤマソミジの根によって、押し出され



北岸西部護岸、復元前 61.7.23



同上、復元後 61.7.23

た石組二石を元に戻す作業から開始。ここでは、その根を除くのに大変多くの時間を費した。しかし、根の下からは板石状の石組が出現し、左に傾斜していた石組はこの石と接続していたことがはっきりしたのである。

そこで、この石を正しい角度に起し、さらにその左手の添石も元の位置に収めることができた。

こうして復元してみると、この部分の石組は、当初枯渇表現

ではなかつたかと思わせるところがある。

次に、七月二十四日には、

以上の石組の左手土にあ

て、左に倒れている立石を

起す作業から着手した。

(上の写真はその復元前で、

倒れた状態の石が左側に写

っている。) そして、立石

右の添石も復元したが、こ

こは港泉の西北隅の部分に

あるので、造形的に一つのポイントともいえるところである。

続いて、北岸西部の右方の石組に移り、平天石の右に倒れている斜立石の復

元にかかった。

この斜立石は、以前に撮影した写真ではもとと起きていたが、年と共に次第に傾斜を強めたものである。そこで後方を掘ってチーンブロッカで引き起すだけで容易に復元できた。

上部を平天とした特色ある石組で、護岸中でもかなり目立つ存在である。これによつて、北岸西部の護岸は全体のつながりが出て、大変に立派に見られるようになった。

以上の作業は池泉の泥上げと平行して行われていたが、この日それが大体に終了したので、石組の水洗いなどを行った。

七月二十五日からは山畔の土入れが開始されたので、護岸修

復は一時中断となり、再開は七月三十日からとなった。

この日は、まず北岸正面西部の、上段池からの水の落口左手にある立石から復元に着手した。立石は一見するとそのままでもよいようと思われたが、裏側が完全に他の石組と離れており、南と東に傾斜していることが明らかであった。

そこで、後方の石と接するようになしらずつ引き起し、かまし石を打ち込んでしっかりと固めたので、構造的にも造形的にもまことに強い感覚に復元することができた。これによつて、上段池からの落口が、すっきりとまとまった感がある。



北岸西部斜立石、復元前

同上、復元後
61・7・24



北岸正面西部立石、復元前

同上、復元後
61・7・30





北岸東部正面護岸、復元前 61.7.30



同上、復元後 61.7.30

それに続いては、本庭護岸石組の主要部というべき北岸東部にかかった。ここは舟石の近くで、北側護岸の全体からするとちょうど中央に当り、最も目立つ部分である。

まず護岸から前方に傾斜している平天石を元に戻し、次に護岸からはそれで手前に移動していた大き目の一石を、その左手にしっかりと組み込んだ。かまし石を打ち入れ、裏にはたっぷ



北岸東部右手平天石、復元前 61.7.31



同上、復元後 61.7.31

りと粘土をつき込んだので、ここは完全な造形に復元されたのである。

その後、池泉上方にある三尊石組の中尊石を起こし、翌七月三十日には、北岸東部右手の護岸上に落ち込んでいる平天石の復元にかかった。この石は、下部の土が刷れて池泉に流れたため、支えを失った形でずり落ちてきたもので、幸い昔の写真によって当初の形が分かっている。

当初のような平天石に復元すると、このあたりはまことによい感覺の石組になったのであった。

幸いこの附近は、下の護岸石組が大きな石で、荒廃もみられないで、最もよく作庭当初の造形を残しているといえると思う。

写真の上部には、復元した三尊石組も望まれるが、この石は平天風の角ばった独特な形式である。

以上によって、北岸の護岸石組修復を終え、次に西岸方面の作業に入ることになった。



南岸西部護岸、復元前 61.8.1



同上、復元後 61.8.1

あって、かえって逆効果であったようだ。

石組は、当初の姿がよくわかるものと、完全に抜け落ちてまったく不明のものとがあった。

しかし、不明であつてもそのままにしておくわけには行かないので、その近くでおさまりのよいよう推定復元することにした。

作業は西岸から南岸へと進み、後方を掘って石を元に戻しながら間によく粘土をつめ込むことをくりかえして行ったのである。

幸い石の下部には、当初の青粘土がしっかりと打ってあり、水の抜ける心配はない。またその青粘土は、護岸の部分で上に向っていることから、当初も大体この位置が護岸の線であったこともはつきりした。

八月一日には、作業の終った北岸に本格的な粘土打ちを行うと同時に、南岸方面の護岸石組に着手した。

この下段池泉は、特に西岸と南岸の痛み具合がひどく、池中に落ち込んでいる石も目立つ。

江戸時代の改修時に、護岸の一部に松丸太を入れ、その上に石を組んだのだが、その丸太が一本であり少々細かったこともあつた。

後の改善手法であることもあって、石は少々小さ目であるが、石を取るとその辺りの線がしきりと出るので、かなりすきりとした護岸になるようである。この日は、南岸の西からほぼ中央部まで進んだが、午後に雷雨があり、中断の形となってしまった。

南岸における最大の難工事は三つに割れてバラバラになってしまった。礼拝石の復元であった。下に太い松丸太が一本入っているために、かえって石を安定させることができないのである。

しかし、丸太の下を掘ってみると、その下に細い丸太が南北方向にびっしりと並べてあり、重量のある礼拝石を支えるためかなり苦心の工法がとられていることが明らかになった。



西方から見た礼拝石、復元前 61.8.2



松丸太の下から出土した細丸太 61.8.2



同礼拝石、復元作業 61.8.8

ただし、これも石が割れてしまっては意味がない。八月一日より始めたこの復元はまことに難行し、びったりと三石を合わせることは至難である。たが、八月八日になって周囲をワイヤーで締める作業を行い、何とか元の姿に戻すことに成功したのであった。石を接着することは無理なので、周囲からはかまし石を打ち込んでしっかりと固定した。

護岸石組修復の最終段階では、東部護岸北側の近年改修部分の復元が行われた。ここは、新書院が建立される前に、コンクリートの排水溝を入れられ、その時の工事によって石組が抜き取られてしまつたものとおさえられる。

コンクリートの溝を撤去すると、この部分はV字形に開いていた。どうしても格好がつかない。そこで附近に移動してい

た石を集め、五石程を組んで推定復元したのである。
池側に立石として用いた石は、この下の池中に落ち込んでいた石であるが、この位置にぴったりの石であった。

全体としてはまとまりもよく、うまく景として生かされたの

ではないかと思う。この八月十八日で、護岸の修復は大体に終

了となつたのであった。



東岸北部護岸、復元前 61.8.18



同上、復元後 61.8.18

11. 流れ護岸、その他の修復

下段泡泉護岸石組修復と平行して、山群部ではタマリュウの植付作業が続行され、また、流れや枯流れの石組復元にも着手された。八月七日には、中央枯流れの割れ石を接着し、失われた護岸部に二石を補った。この二石は、あえて目立たないよう、に低く組んでおいたのである。



中央枯流れの2石補修 61.8.7



復元された東部流れ護岸 61.8.12

八月十一日からは、東から小池に流れ込む部分の水落石などを復元し、さらに流れの護岸修復に着手した。

東部流れ護岸は、下流では残存しているものがあったが、上流方向では南側のほとんどが失われていた。しかし、今回の発掘で昔の護岸の根石と思われるものが地中から出土し、それによって流れの線などが推定できたのは幸いであった。石はまったくなかつたので、庭中の東南部に雜然と置かれていた廃石の中から選び出し、それによって組んで行ったのである。

したがって、この部分はすべて推定復元ということとなるが、これを組まないと流れにならないので、やむを得ぬところであろう。

細い流れはあるが、本庭の地割上まことに重要な部分といえる。

上の写真では、上流にあたる東方に、近年の工事による山群からの太い排水パイプと、排水マスが見えていることに注意してほしいと思う。



東部流れの石敷き作業 61.8.13



東部流れ上方の入水口 61.8.25

きた。日地には粘土をつめてよく突き固めて行くため、案外手間のかかるものである。

八月十九日には、上流までの石敷きをすべて終え、これによっていつでも通水できる状態になつたのであった。

その後、いよいよ八月二十五日になつて、流れ上流の太い塩ビパイプを切断し、ここから一時的に水を引く工事を行った。

将来は井戸を掘って、そこから水を導く予定であるが、それまでの処置として山畔からの排水を利用することになったのである。直径四〇cmの太いパイプを屈すのには非常に苦心したが、水は少量ではあるが、常に流れているので、温泉の水の補給には大いに役立つものと思われる。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇

以上、ここに発表したのは、長期間に亘った復元整備作業の一端であるが、その主要な点についてはおおよそ述べることができたと信ずる次第である。

八月十三日からは、東部流れの底部石敷き作業に着手した。以前の流れにも石が敷いてあったことは、試掘によって明らかであつたが、特に浅い流れでは石敷きがないと水が広がらないのである。

ここに使用した石は、山畔などから集められた地元の山石であつて、枯流れに敷いた川石とはまた別の味わいがある。これを敷きつめて行くと、まことに立派な流れが復元されて

これについては『甲斐國社記寺記』（以下『社記寺記』と記す）「社」に次のようない記載がある。

五、歴史的考察

東光寺史と作庭年代

1. 興國院の創立（密教時代）

今日の東光寺は、まったくといってよい程文献史料を失っている。それは、古い時代はもとより、近世においても例外ではない。乏しい史料から歴史を語るのはまことに困難であるが、その中に東光寺庭園の作庭や改修を探る鍵が隠されている以上、ここで少々詳しくその歴史を考察することも、大いに意義のあることと思う。

東光寺は今臨済宗の禪寺であるが、この地に創立された当初は興國院と称し、密教寺院（おそらくは真言密教）であったといふ。

この点については現在史実として明らかにできないが、伝承によれば新羅三郎義光の開創といい、その年代は平安時代末期の保安二年（一一二二）といわれる。

寺名を興國院といい、本尊は釈迦如来、国宝鏡藻の祈願所としての創立という。

この保安一年の諸堂建立が事実としても、どの程度のものであつたかはまったく不明である。

平安時代には、庭園様式も池泉舟遊式の広い池泉が中心であり、本庭のような池泉觀賞式庭園は成立していないので、この時代は作庭との関係は生じていない。

しかし、鎌倉時代の中頃まで密教寺院として存続してきたことは大体に確実である。

現在、当寺仏殿（薬師堂）内に安置されている十二神将は、伝によれば大覚禪師が効果より持ち來たったものといわれるが、それは誤りで、明らかに鎌倉時代に日本で造られた秀作である。

また、薬師如来、十二神将は本来密教系の仏像であるから、純粹の禪僧である大覚禪師との関係を考えるのは不自然といえよう。

そう考えれば、当然密教時代の十二神将が保存されてきたとすべきであろう。（現在の薬師如来は鎌倉時代の作となる）

致興國院ト名ス

『社記寺記』は、その後の興國院について次のように記している。

一、其後弘長ニ壬戌年堂宇倒斜空院ニ相成候候處、大覺禪師蜀國ヨリ來歸如來持來當山仏殿ニ安置致諸堂修理有

之…下略…

これによれば、鎌倉時代の弘長二年（一一六二）までに、寺は荒廃して堂宇が傾くという状態になっていたというのである

が、この記には少々問題がある。

それというのも、仏殿内安置の十二神将中、その最初に位する子神の頭部内側から、「弘長二年一月五日」の墨書き銘が見出されているからである。

この銘は、十二神将の造られた年代と考えることができるから、当時の興國院には、それだけの財力あるいは有力な帰依者があつたと考えることができる。

堂宇倒斜といった時に、このような造像が行われるはずはないと思う。

実は、これまで弘長二年（一一六二）は大覺禪師が当寺を揮寺に改めた年代と考える説が強かった。先の『社記寺記』の他に、『東光寺由緒記』（注2）にも、

…上略…弘長年度大覺禪師蜀國ヨリ來歸如來ヲ将来シ東光寺ニ收ム、…下略…

と述べられている。

しかし、これは次項において詳記するように誤りで、結果的には「文永年中ノ草創ナリ」と記す『甲斐国志』の説が正しいものであった。その年代は、本庭の作庭を考える上でもまことに重要な意味を持つことになる。



十二神将子神像（東光寺藏）

2. 禅寺としての東光寺

(一) 開山蘭溪道隆(大覺禪師)

鎌倉時代初期の建保三年(一一二五)七月五日、

祥宗を日本に伝來した先駆者榮西禪師は、鎌倉の寿福寺において入寂された。七十五歳の生涯であった。

それより二年前の建保元年(一一二一)、中国年号南宋寧宗皇帝の嘉定六年、中國の片田舎というべき西蜀涪江郡(今の四川省涪州)において、一人の男の子が誕生した。姓名を冉萬章といつたこの子こそ、後の蘭溪道隆禅師であり、

榮西禪師、そして甲州興國院(後の東光寺)と、不思議な運命の糸で結ばれることになる。

『元亨集書』、『延宝伝燈錄』、『本朝高僧伝』等の記すと

ころによれば、幼時より俊逸であった禪師は十三歳の時成都の大慈寺において出家得度したという。(注3)

道隆という道名は、この得度の際に師より授けられたものと思われる。また、蘭溪という道号は、出身地の蘭溪邑よりもたらされたものであった。

その後、道隆は浙江に移り徑山の名尊宿無準和尚を師として修業、さらに天童山の痴絕道沖に参じ、また台州の般若院に居た北嶺居院の室にも投じた。いずれも、当代一流の名僧であり、道隆の道を求める歎美が絶えなかった。

しかし、これらの参究も大悟までには至らず、道隆はさらに

当時名声の高かった平江府(蘇州)陽山(注4)の無明慧性禅師の下におじた。慧性は臨濟宗松源派の祖、松源榮忠禪師の法を繼いだ名尊宿であった。

その室内で、「牛糞桶を過ぎるの話」という公案を示され、ついに道隆は大悟を得て無明慧性より印可を受けたのである。

後、道隆は慧性的下を辞して天童山に居たというが、無明慧性禪師は嘉熙元年(一一三三)七月十日、七十六歳で入寂されており。この時、道隆はまだ二十五歳であったから、おそらくは師の寂後に天童山に移ったものと思われる。

道隆の居た天童山は、名刹として名高い景徳禪寺であり、今も浙江省寧波市の中三百畝の鄞県太白山麓に、天童寺として現存している。

この天童山において、道隆は日本では教説は盛んであるが、禅宗がまだ振わないということを聞き、日本に渡る一大決心をしたといわれている。

道隆来朝の事情については諸説があり、京泉涌寺の智鏡が入宋時に道隆と知り会い来朝をすすめたともい、また鎌倉の秋桂北条時頼が宋に使いを出し、道隆の来朝を請うたともいわれる。「注5」

幸いなことに、道隆の居た天童山は寧波港に近かったので、そこに入港する日本の商船も多く、道隆はかなりの情報を得ることができたらしい。

道隆が意を決して日本に向ったのは、淳祐六年(一一四六)日本の寛元四年のことであった。

その当時、中國より日本に渡るには、かなりの生命の危険を覚悟しなければならなかつた。かつて唐代に、揚州大明寺の鑑真和尚が五回もそれ失敗したことは、よくその困難さを物語つてゐる。

『湘南葛藤録』「注6」の記すところによれば、早波港より日本商船の肥前丸に便乗し出航したのは同年三月という。

道隆に同行の侍者は、義典、竜江、良慶、泰門、乙護の五人といわれるが、中でも義紹仁は道隆と同郷の涪江の出身で、一番弟子といつてもよい名僧であった。「注7」ところが、船が山東省奄懸岬の沖合にかかって頓不幸にも暴風に遭遇して難破。一行は何とか同行の商船八幡丸に乗り移つたという。しかし、木の葉のようによれる船中では、その苦しみに死相を呈する者さえ多かった。その中で道隆は少しもあわてず、笑みさえ浮かべて「ひんてん、ひんてん（平等の意）」と唱導されたといふ。

「船ト平等心ナレバ 衡天ノ怒誅モ畏レズ。生死ト平等心ナレバ 身後ノ憂モ無シ…。」と『湘南葛藤録』は記す。「注8」正に大悟に達した名僧の面目躍如たるところであろう。

このような苦難を超えて、道隆一行は筑前博多に着いた。時に寛元四年（一二四六）、道隆三十四歳である。

一行の博多着を、『湘南葛藤録』は七月二十四日とする。しかし、早波港出港が三月とすれば、七月とはあまりにも不自然であるし、七月二十四日は後の道隆の入寂日と同一であるから、あまり信用はできない。

建長寺開創 道隆の博多着は、その時点では小さな出来事であつたが、実はこれは日本文化を大きく変える大変に重要な出来事だったのだ。

すなはち道隆によつて、厳しい修行をともなう純粹の宋朝禪が初めて日本にもたらされ、我が国の禪宗興隆の新たな第一歩がここに踏み出されることになる。

来朝された道隆は、まず太宰府に入り、さらには千葉縣に当時あつた円覺寺（注9）を禅寺に改めた。

しかし、道隆の目的は中央にあつた都である京には旧友の智鏡も居り、日本の仏教界の様子をよく知ることができる。

聖宝治元年（一二四七）道隆は京に上り、當時泉涌寺の來迎院に居た智鏡をたよた。旧友を迎えた智鏡の待遇はまことに厚いものであったが、京で布教するよりも相模國鎌倉に行くことを智鏡はすすめたらしく。

当時の京は、比叡山延暦寺を中心とする天台密教などに仏教の勢力が強く、とても宋朝禪を受入れるような状態ではなかつたのである。ましてや、まだ日本では無名に近い中国僧道隆であつたから、とても布教など無理であった。

道隆が鎌倉に入るのは、同年中かあるいは翌聖宝治二年（一一四八）のことである。

一行はまず寿福寺に迎えられた。住職大散了心の好意であり、この了心こそ、寿福寺開山榮西禪師の法孫である。

これを聞いた執權北条時頼は大いに喜び、天台宗であった大船常樂寺に迎えて道隆を中興とし、宋朝禪の道場とした。

時に道隆三十六歳、時頼二十二歳。若い時頼にとては正に運命的な出会いであった。また、この歳にして言葉の通じぬ中國を師とした時頼の度量の大きさもたたえられてよい。

この道隆の常楽寺入寺は同年十一月のことであり、「日本国相模州常楽寺薦溪和尚語錄」の最初に、

師於宝治二年戊申冬十二月。入院。

と明記されている。



蘭溪道隆頂相（建長寺蔵）

こうして時頼は、政務の暇をみては道隆に参拝し、心から信服すると共に、道隆のために本格的な禅寺の建立を発願する。

翌建長元年（一二四九）、時頼は新寺の地を小袋坂地獄谷刑場跡と定め、その建立については京都東福寺の円爾弁円にも依りをして相談している。思うにこれは、官寺としての大禅刹とすべき一つの布石であろう。

建長三年（一二五一）十一月には地鎮祭が行われ、弁円もその弟子十人を派遣している。「注10」

こうして、宋國征山万寿禪寺の制によつて一大禅刹が建立され、建長五年（一二五三）十一月二十五日落慶供養が行われた。年号よりとつて建長寺と命名され山号は地名の小委より巨福山と定められた。

ここに開山蘭溪道隆は、厳しい禅林の清規を定め、一切他宗の影響を排した純粹なる宋朝禪の道場を完成したのである。開基はいうまでもなく、北条時頼であった。

建長七年（一二五五）には、今も建長寺鐘楼にかかる大梵鐘（国宝）ができ、その銘文の最後には、「建長禪寺住持宋沙門道隆識題」とある。

年号から命名した最初の禅寺であると共に、公式に禪寺を称した初の重要な銘文といえる。

建長寺には今も、厳しい修行の様子を偲ばせる道隆自筆の「法語・規則」（国宝）や、自賛のある頂相（国宝・上図）などが保存されている。

建仁寺入寺 北条時頼の帰依を得て、建長寺の開山となつた

道隆は、もはや宝治元年（一二四七）当時の無名の中國僧ではない。その道名はいやが上にも高く、すでに日本を代表する禅僧となつていた。

そして慶元元年（一二五六）十二月二十日、時頼は道隆を戒師として落飾し、法名を覚了房道榮といった。
〔注11〕

これによつて、道榮は名実共に天下人時頼の本師となつたのである。すでに道榮の名声は、京においても無視できぬ存在となつてゐた。

文応元年（一二六〇）、當時中國においても一流の名僧であつた几庵普寧が来朝した。時頼の招きであつたといふ。

普寧は同年中に建長寺に入り、道榮と相見している。普寧の米朝は、建長寺の人材をそろえ一層の詳の高揚を目的としたものであったと考えられる。

道榮も大いに喜び、弘長二年（一二六一）には建長寺の二世とした。時頼も普寧の下で修行を重ね、ついに同年十月十六日大悟徹底して普寧より印可を受けられている。時に時頼三十六歳、普寧六十六歳、道隆五十歳であつた。

しかし、淨の最大の理解者であつた時頼は、それから約一年後の弘長三年（一二六三）十一月二十二日に歿してしまう。三十七歳という短い生涯であった。

普寧という願つてもない後継を得た道榮は、建長寺をまかせて、文永二年（一二六五）ついに京に上り、建仁寺の十一世として入寺した。そして建仁寺の寺名を建寧禪寺と改めている。

この改名は、後深草天皇の御諱「久仁」を避けたものともいわれるが、実際は奈西の開山ながら比叡山延暦寺の末寺のような形で存続してきた建仁寺を、正式な禪寺とするための改名であつたと考えられる。

道隆の建仁寺入寺は、これまで『延寶伝燈錄』にある正元元年（一二五九）説が強く、他に弘長二年（一二六一）説〔注12〕などもあつた。

この点は、一説に弘長二年道隆開創ともいわれる東光寺史とも大いに關係してくるので、少々詳しく述べておきたい。

まず、最も注目しなければならないのは、『元亨叢書』にある次の記である。

…上略…平西乃啓巨福之基跡。勝大導矣。請隆開山說法。
東陽學徒齊漢行聘。…中略…后十二年。達平安成之建仁。
都下紛素欽挹禪化。遼開山千光也上堂。曰。蜀地靈高。扶
桑水快。前身後身。一彩兩賓。昔年今日。死而小亡。今日
斯長。而在不在。諸人獲知落處。良久曰。香風吹萎花。
更雨新好者。自此寺益加興焉。竟元上皇開降遺賜。召見
宮中。普奏一偈曰。夙緣深厚列法嗣。委生精藍十五彌。大
國八宗今鼎盛。建撫門席仰賢主。上皇懶隆之蓬宗之志。經
三歲返建長。…下略…

ます、「居十三年。遷平安城之建仁。」とあり、これは建長寺に十二年居た後、建仁寺に移つたことを意味している。

道隆が建長寺を開いたのは建長五年（一一五三）であるから、それより十三年はちょうど文永二年（一二六五）になる。

また、「遼開山千光忌上堂」とあって、これは建仁寺入寺直後に、栄西禅師（千光法師）の遠忌を行った記録であり、それは五十年遠忌であった。栄西の入滅は、建保三年（一一五）であるから、それ五十年後はやはり文永二年となる。

さらに、道隆は建仁寺入寺中、寛元上皇（後嵯峨天皇）に召されて禅を説いた。これは道隆さんは宋朝禪を皇室が公認した結果であり、まさに重要な出来事であった。「注13」この時、道隆は宮中において「偈を奏し「添主精藍十五篇」といっている。大寺に入寺して十五年という歳であり、建長寺と建仁寺を合わせて十五年というのは、この年が文永四年（一二六七）であることを示している。

そして最後に、「延三歲返建長」とあり、建仁寺に三年居て建長寺に帰ったことが分かる。これからすれば、建長寺に帰ったのは、宮中に上了文永四年ということになり、逆算すればやはり文永二年の建仁寺入寺ということにならう。

以上のような点は、最も信頼のおける記録である「山城州北京東山建東院等闡義和尚語錄」からも推察できる。

それによれば、道隆は入寺直後香を焚き、「此一弁香。奉為

東州信心檀越最明寺檀門」といい、さらに後に、「奉為前住

平江府尊相禪寺無明大和尚。用禪法乳之焉」といっている。

これは弘長二年に歿した時頼（最明寺檀門）のために香を焚き、さらには嘉熙元年（一二三七）に寂した師の無明慧性禪師

の為にも香を焚いたことを意味する。これによっても弘長二年以前の建仁寺入寺ということは考えられない。

またその後に、「乃云。『福山中越十霜。』ともある。建長寺に十年以上居たことを示しており、「元亨御書」にあつた十三年という記と合致している。

さらにこの建寧寺の歴史では、後に新年を迎えての「正旦上堂」の記録が二度出てくる。これは正に、建仁寺に三年居たことの証明といわなければならない。

以上の結果からいえば、道隆が建仁寺に入寺したのは間違いない文永二年（一二六五）であり、建長寺に帰ったのは文永四年（一二六七）ということになる。

当然のことにして、道隆による東光寺弘長二年（一二六一）開創説などはまったく通用しない。

この頃、道隆には一つの誤算があった。それは、たよりとしていた建長寺二世の兀庵普寧が、文永二年（一二六五）中国に帰ってしまったことである。

そのため建長寺は空席となってしまったから、当然道隆がその責任をとらざるを得ない。道隆が足かけ三年居たのみで、建仁寺を弟子の義翁紹仁に譲り急ぎ鎌倉へ戻ったのは、そのような事情があつたものと考えられる。

道隆が建長寺に帰った文永四年（一二六七）、時頼の子時宗はまだ十七歳であり、鎌倉幕府の通署の役に就いた。

この時期に、道隆にとっては思いもかけぬ流言が起つてくる。それが道隆の甲州東光寺開創と結びつくのである。

東光寺開創 道隆への流言については、いくつかの説がある。

住仁寺に入り、後嵯峨天皇に禪を説いたことが比叡山延暦寺の反感を買った為という説や、元国のスバイの要いを持たれたという説などは代表的なものであろう。

また『元亨秋書』に記されている次の奇端の話などが原因といふ考え方もある。

…上略…延三歳迄建長、福山寝室之後有池。池側有松。其

樹株直。一日斜假向室。衆僧怪之。隆曰。佛殿之人居松上與我詣。我問。往何處。對曰。山之左薦所也。語曰不見。

以其人之居故松偃耳。諸徒曰。諸國者八幡大神之祠所也。恐神來此耳。自此其徒懼祭其廟。名曰靈松。徒屬中有流言者。因此為甲州之行。…下略…

これは、鶴岡八幡の神が松上に姿を変えて出現したという話であるが、それが流言の元であるというのはあくまで信じられない。しかし、ここに方丈の後方に池泉庭園があり、その池際には松があつたことなどを記しているのは、当時の建長寺庭園の存在を裏付けるものといえよう。

現在、建長寺には元弘三年（一三三二）の伽藍指図の写しが保存されており、それには方丈の後方に池泉が描かれている。これが道隆時代からの池であることはほぼ間違ひなさそうである。「注14」

さて、問題の流言であるが、今のところはっきりとその原因

を知ることはできない。

しかし、道隆がそれによって甲州に配流されたことだけは明らかである。古い記録としては『大覺禪師鏡像紀実』（注15）にも次のように記されている。

…上略…宗英者。之宋得鐵。形肖博山。持之而煥。後三載。大豆祖師遁乎流言而甲州之行。英將其鎧甲之於隱…下略…

配流の一端を知るためにには、それが何時のことだったかも大いに關係してくる。そしてその年代は、東光寺開創の年代とも直接つながってくるのである。

すでに何度も述べてきたように、道隆が京より舞合に帰ったのは文永四年（一二六七）のことであった。したがって、流言が起り配流となるのはそれ以後のことである。

実は、これにはまことに貴重な史料がある。それは道隆が晩年の建治三年（一・七七）八月五日に、寿福寺から九州の三間寺方丈に宛てた次の書簡である。

…上略…御老母。此兩三年。被西子妄傳。兩年謹辭。初不以為憂。所憂者。鎌倉与前不同。偽者風真。真者偽。紙上懸中候。又道隆今年六十。無變光陰候。…中略…八月五日。寿福道隆。諱上三間寺方丈。

ここに「此兩三年」とあるように、道隆の甲州配流は一度で



今日の東光寺。山門より仏殿を望む

あり、それは三年ずつであったと考えられる。

それを裏付けるように、「元亨祝書」には、

…上略…甲之居猶洛之數。又還相主龜谷山。六群之使湧物
未合。再成甲行。又還壽福。…下略…

とあり、甲州行が洛之數、すなわち建仁寺に居た期間と同じだ
と述べている。それは当然のことにして三年間ということになる。

そして、龜谷山（寿福寺）「注16」に帰った後、再び流言に
よって甲州に入ったことを記しており、先の道隆の書簡と完全
に一致していることが分かる。

『延宝伝燈錄』にも、

…上略…使屬中。流言興誘。平師謙歸甲州。…中略…居三
載。又帰主建長。商議未已。再移于甲。而流言之冗。皆受
惡疾。平師謙遣使。住持壽福。…下略…

とあり、ここでは「居三載。又帰主建長」と明記し、その後の
再度の入甲も記されている。

では、最初の文永四年以後の三年間とは何時のことであろう
か。これには重大なヒントがある。

それは、先に写真をかけた道隆の頂相（六一ページ）であ
り、これにはその上部に道隆の自賛があり、次のように記さ
れている。

…上略：辛未春、住持建長禪寺宋闡道隆、奉為朗然居士、
書于觀瀾閣

ここにある辛未春とは、文永八年（一二七一）春のことであるから、この時道隆は間違いなく建長寺に居た。すると、その前の三年間といふことになるから、道隆の最初の甲州配流は、文永五年（一二六八）から、文永七年（一二七〇）までであつたといふことになる。

したがつて、当然この間に興國院（後の東光寺）を禅寺に改め開創したことになり、『甲斐國志』東光寺の条に、

…上略：開山大覺禪師文永中ノ草創ナリ…下略…

とあるのは、正しい記載であつたことが分かる。

東光寺についてはもう少し後にして、道隆の甲州配流の原因をここで考えてみよう。

先の三間寺方丈宛道隆書簡に、「被西子・妄聽。」とあるこの西子とは、おそらく比叡山延暦寺の衆徒を意味しているのではないかだろうか。そしてその流言は、「元亨訖書」に、「徒属中、有流言者。」とあるように、道隆の近辺にまでおよんだことが察せられる。

ではその流言の内容とは何だったろう。文永五年といえば、日本への蒙古の干渉が次第に強くなってきた頃である。比叡山が道隆を落し入れようとすれば、單なる禪宗攻撃ではなく、蒙古

とのつながりを讃美することなどが、最も効果的な手段であったと思われる。推定ではあるが、そのあたりが可能性として最も大きいようである。

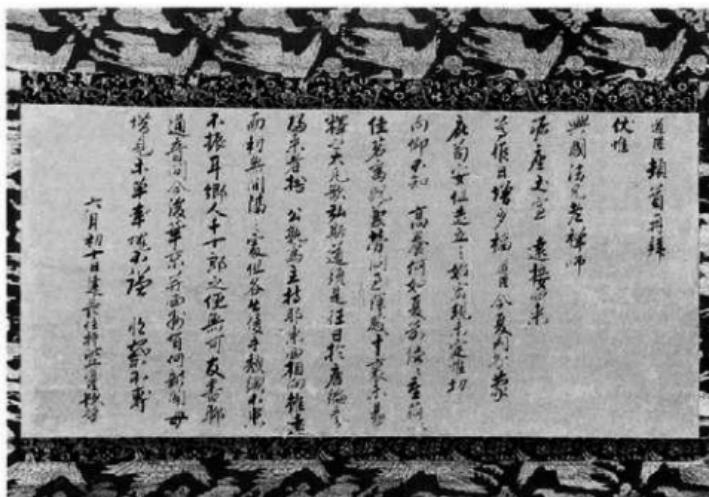
しかし、幕府とてそれまでの道隆の業績を見れば、真相はおのずと明らかであつたはずである。甲州配流を決定したのが、同年五月三日に執権となつた若き時宗であつたかどうかは不明であるが、この配流は当然のことにして流言から一時道隆の身をさけるための手段であつたと考えられる。

後に、罪人として佐渡に流された日蓮と比べれば、その差は一日瞭然であろう。

道隆の入甲は、甲州の官民にとってまことに大きな幸いであった。諸書の記すところによれば、道隆もまた併を弘める慈好の機會と喜び、「天龜まさに斯に意ありしか」といつたという。正に驚くべき善提心といわねばならない。そして、道隆によって改宗、開創された興國禪寺は、甲州における初の宋朝禪的根本道場となつたのである。

この道隆入寺の際、寺がどのように整備されたかは、一切の史料を失つており不明である。しかし、かなりの数の侍者や弟子を連れての入甲であると考えられるから、文永五年（一二六八）以来、急速に禅道場としての伽藍が整えられたことは当然推定できよう。（注17）

ここで一つ問題となるのは寺名の点である。密教時代の興國院という名称がそのまま用いられたとは考えられないから、何等かの改名がなされたことは確実である。



南溪道隆書簡（東光寺藏）

従来、道隆が当寺を禪寺に改めた際、東光寺と改名したといふ説が支配的であった。『社記寺記』に、

…上略…大覺禪師蜀國ヨリ薬師如來持來當山仏殿ニ安置被致、諸堂修理有之、法蓋山東光寺者寺号相改、依之開山大覺禪師ニ御座候。

とあり、道隆が東光寺に改めたことを述べている。

しかし、それは誤りで、その改名はもう少々後のことであつたと考えられる。

現在東光寺には、当時を知る唯一の直接文献というべき貴重な南溪道隆書簡（上図）が保存されている。

これは年を明らかにしないが、後に鏡倉建長寺に帰った道隆が当寺に出した手紙であつて、その最初に「興國法兄老禪師」とある。

ここに「興國」とあることは、この時まだ東光寺とは改称されていなかつたことを意味している。それだけでは、全部の寺名は分からぬが、建長寺を建長禪寺と道隆が常々記していることからして、「興國禪寺」が正しい寺名であったと考えてよいであろう。

興國法兄老禪師が、果して誰のことか、現在のところまったく不明である。ただ、この禪僧は道隆が興國禪寺の二世とした人物で、おそらくは道隆の高弟の一人であろう。

宋に渡って修行した名僧であり、道隆が最も信頼していたこ

とは、書簡の中の次の文でも明らかである。

…上略…大凡欲弘斯道須是往日於唐徳參同來者、捨公孰為

主持耶…下略…

意訳すれば、「おお上そ禪を弘めようと思うならば、かつて

唐（中国）に渡って修行し帰った者でなければなりません。あなた以外に誰が中心となるでしょうか」ということであり、その信頼の程がうかがえるであろう。

この書簡には、最後に、

六月初十日建長住持比丘道隆頒首

とある。六月十日とあるだけで年号がないのは残念であるが、大体の推定はつく。

道隆が最初に甲州に入ったのは、前述のように文永五年（一二六八）から文永七年（一二七〇）までの三年間で、翌八年に

は鎌倉建長寺に居たことが先に示した頂相銘によつて分かる。また、二度目は後述するように、文永十一年（一二七四）頃に鎌倉に帰り、以後は寿福寺に住している。「注18」にすると、文面内容からしても、建長寺から出されたこの書簡は、どうしても一度目の入甲の後、すなわち文永八年（一二七一）としなければならないのである。道隆がまた書簡中で、「造立之始宏規未定…」といつているように、この頃興國寺は禪寺として開創されたものの、まだ完全といえる状態ではなかったらしい。

しかし、そんな中で再び流言が起り、道隆は再度甲州入りすることになる。

その時期については、『淨智寺無象靜照行狀記』に、

文永九年壬申、時に比叡山の徒衆わが宗の鼎盛を厭惡し、書を擲げてこれを廟に訴う。是に於て大覺禪師跡を甲州に寄せ、或は奥の松島に居る。師之れに隨い伴と作る。

とあり、文永九年（一二七二）説が有力となる。この時も比叡山の讒言であつたが、無象靜照（注19）はそれに対し『興禪記』を著して朝廷に奉り、道隆を擁護したのであつた。

右の行状記によれば、この時静照は道隆に隨行したというから、当然興國寺に入つたものと考えてよい。

そして、それから三年間といえば、道隆が鎌倉寿福寺に帰つたのは、文永十一年（一二七四）か、あるいは翌年の建治元年

達長住持比丘道隆妙考

蘭溪道隆書簡、署名部分拡大

(一一七五) ということになる。

この頃には、興國寺もすでにその規模を整え、甲州における
寺布教の中心となっていたに違いない。

興國寺を母体として、道隆の寺は甲州からさらには信州に
まで広がって行ったらしい。現在も道隆を開山とする寺は、こ
の地方でかなりの数におよんでいる。(注20)

それがまた、一つの伝説の元となつたらしく、道隆が信州
との国境に至った時、忽然として源訪明神が現われ、その路
傍の石において道隆が明神に説法教化を行つたという。

その石を敷米石といい、今も新米石村という地名になって残
されている。また、かつて東光寺には名水があり、明神が当
寺へ寄進したものとされ、「源訪水」と呼ばれていたことも、
『社記寺記』に述べられている。

その当時の興國寺の規模については、今日何もそれを知る
史料はないが、おそらく七堂伽藍を備えた本山級の寺觀であ
る。もちろん、その建立には、鎌倉における北条氏
のように、理解ある大權威の力があつたと思われるが、最も可
能性の高い開基は、中條源氏の名族板垣氏であろうと推定され
ている。(注21)

さて、そこで問題の庭園であるが、まったくその記録を保存
しておらず、道隆開創時代の作庭という說も、様式手法的研究
などを総合した推定見解である。道隆自身が作庭に通じていた
という史料も今のところ見出されていない。

しかし、本庭の立地条件などを見ると、境内の奥最も北側の

山畔を利用した庭であり、全庭約四〇〇坪というかなり規模の
大きな池泉観賞式庭園となっている。その位置は、建長寺とともに
共通しており、建長寺に開創時そのような池泉が作られてい
る以上、興國寺にも作られたことは否定できない。

大体、これだけの規模の庭は、上ほどちに力があつた時期で
なければできないものであつて、まず開創され御室と共に最初
に完成したという可能性が大きい。

山畔に多量の石が組まれ、その中心となる枯滝を竜門滝表現
とし、池泉を竜池式に作るなど、中國的なテーマが用いられて
いることも、甲州における他庭と比べてまことに異色といえよ
う。(その詳細は、六、様式手法に譲る。)

竜門滝は、黄河上流(今陝西省と山西省の境附近)にある
急流で、三門險・三級岩などともいわれ、ここは魚さえ登れず、
もしこれを跳び越えた鰐は、竜となつて昇天するといわれてい
る。(注22) 中國で科學「注23」の例があつたころには、そ
れに合格することを登竜門といい、また佛像が潛りの場所に入
ることをも意味した。佛門にも、三級岩の公案が伝えられてい
るから、佛の庭としては最もふさわしいテーマといえる。

中国において、宋代にこのような竜門滝を意匠した滝が作ら
れていたかどうかは不明(注24)であるが、この竜門や三級の
故事はよく知られていた。

三級岩とは、滝の激流が三段に分かれて落ちるところから名
付けられた名稱である。

道隆も「建長寺語錄」の最後に、



東光寺庭園、竜門澤石組

と述べており、「大覺禪師省行文」にも、
…上略…青蘿倚禹松之勢。直聳十尋。紅尾觀禹門波。爭超
三級。無情之物。猶自攀高。…下略…

とある。右は直接庭園と結びつくものではないが、このような
竜門の意匠が当寺の滝石組として用いられていることは、禪文
化の一つの産物であると考えるべきであろう。

特に、本庭の竜門澤では、滝を登る鰐を表現した鰐魚石が、
その最上段に組まれており、正に竜と化す寸前の姿を表現して
いる。これは、最も格式の高い竜門澤といえるであろう。

以上の諸点を一考すれば、この庭園は直接道隆の意図
や指導によるものであるかどうかは別にしても、開創当時にす
でに存在していたことは間違いないものと思う。

このように、興國禪寺を中心として甲州に宋禪の基盤を築
き上げた道隆は、さらに関州の他、奥州方面にまで足を延ばさ
れたというが、このあたりのことになるとたしかな史料がなく、
はっきりしたことは分からぬ。

しかし以後、鎌倉と甲州を中心とした東日本では、大いにこ
の建長寺派の勢力が発展し、室町末期に妙心寺派が力を得るま
での法脈は舞き続けて行くことになる。

…上略…要津把斯十三春。又桂鞋帆出海浜。但得鉤頭香御
在。竜門除處釣廟。

入寂まで 道隆が甲州から鎌倉へ帰ったのは、前述のように

文永十一年（一二七四）か、翌建治元年（一二七五）のことであつた。『延宝伝燈錄』では、流言を行つたものが皆惡病にかかりたので、北条時宗が道隆を甲州に流したこと

を悔い、使いを出して鎌倉に戻し、あらためて寿福寺の住職に選えたことになっている。

この寿福寺において、時宗は道隆に参拜し弟子の礼をとったともいわれる。

建長寺には、道隆の入甲中、文永六年（一二六九）四月に来朝した名僧大休正念（注25）が三世として入り、また道隆の一

番弟子ともいうべき義翁紹仁が四世となつて入寺していた。

いずれも当代一流の宋朝禪の尊宿であったから、道隆も安心して建長寺をまかせていたに違いない。

しかし、建治三年（一二七七）八月五日、寿福寺より三間寺方丈に宛てた道隆の書簡（前出）には、「鎌倉寺前不同、僧行者風真、真者為偽、紙上難申候、又道隆今年六十五、無幾光陰候。」と、鎌倉の現状に対する切実なる思いが記されている。

『延宝伝燈錄』によれば、弘安元年（一二七八）四月建長寺に帰った道隆は、師のための大刹を建立しようとした時宗の為に、共に外に出て後の円覚寺の地を選んだという。

その年の七月初め病いを得た道隆は、二十四日になつて沐浴し、衣を更え、遺偈を書して悠然と坐化された。末の刻であつたといふ。遠い宋國から波高い海を渡り、日本に初めて純粹の宋朝禪をもたらした、偉大なる名僧の六十六歳の生涯であつた。

門人によつて荼毘に付された道隆の遺骨は、銀製の美しい舍利器に收められ、翌年の一周年に見事な安山岩製の無縫塔内に安置された。（注26）その塔所を西來庵といつ。

無縫塔は總高一一・五cm、塔身最大幅四七cmの優れた作で、その気品ある姿は正に聖僧の墓塔にふさわしい名作である。

時宗は朝廷にその行蹟を奏し、大覺禪師の諱号が贈られた。これが日本での禪師号の初まりである。



蘭溪道隆無縫塔（建長寺藏）

道隆は、入寂前に次のような五カ条の遺訓を残している。

（二）諸山東光寺

- 一、松源一派。有僧堂規。専要坐禪。其余何乞。千古不可
廢。之處則禪林所在。宜守行矣。
一、福山各庵。不詣濟洞。和合輔弼。莫昧弘祖本宗。
一、戒是僧體。不許穿酒肉齋戒門前。何況入山中。
一、參拜學道者。非四六文章。宜參活潑意。莫念死話頭。
一、大法更授非器。吾宗榮衰唯在於此矣。

山僧遺訓。無它事。私願。

住山 道隆

この遺訓には、道隆が自らの滅後、傳の興隆を願う切々たる
思いがよく現われている。

坐禪を第一とすべきこと、臨濟、曹洞を論ぜず弘祖の本宗を
極めるべきこと、などを記した最後に、「大法を非器に授くる
ことなれ、吾宗の榮衰ただこのところにあり。」といつてい
るのは、正に道隆の心底からの叫びであり、現代の仏教界への
警告ともいえよう。

西蜀涪江の地に生まれ、深い仏縁から而て渡り、相州讎倉の
地に骨を埋めた蘭溪道隆禪師が、六年もの間その活動の拠点と
した興國禅寺（後の東光寺）は、甲州における第一級の史跡で
あるといつて過言ではない。
また、そう考へれば、今に保存されている名園の存在意義も、
まことに大きなものになってくるのである。

道隆入寂後も、興國禅寺はその門弟、法孫によつて清規が維
持され、甲州禪界の中心的名刹として重きをなしたことは間違
いない。

しかし、殘念なことに、道隆以後の世代は、一二世と考えられ
る僧が道隆の書簡に「興國法兄老禪師」と見えるだけで、その
後はまったくといってよい程不明である。

その穴を埋める唯一といつてもよい貴重な史料がある。それ
は北条高時の次の書簡である。（注27）

甲斐国東光寺事
為諸山之烈可被住持

候 諸古

十一月廿日

崇鑑

（花押）

舞首座 慶師

何よりも重要なことは、その最初に「甲斐国東光寺」と記さ
れてることで、この頃にはすでに東光寺と改名されていたこ
とが明確である。

この書簡は、東光寺を諸山の列に加え、舞首座を住持とすべ
きむねを記したもので、「崇鑑」とは高時の法名である。

高時は、嘉慶元年（一一三一六）三月十三日に二十四歳の若さ

で出家入道しており、この時から榮壽といつた。

したがって、この書簡はそれより高時が新田義貞に攻められたものである。

鎌倉東勝寺で自刃する、元弘三年（一三三三）までの間に出来たものである。

諸山とは、五山十刹に次ぐ押守の位で、鎌倉時代末期から制定が始められ、高時によって相模崇寿寺が諸山に列せられたのが初見という。「注28」

甲州には、それまで五山十刹の指定はない。だから、この東光寺の諸山指定は、官による最初のものであつたと思われる。

東光寺の後には、元徳二年（一三三〇）夢窓疏石によって塩山に開かれた慈林寺が諸山となり、その後淨居寺、法果寺、慈雲寺も諸山の列に加えられている。

このような諸山指定は、おそらく寺院側からの要請によってなされたものと考えられるので、興國禅寺から東光寺への改名が、この時であった可能性も捨てられない。

東光寺の寺名は、仏殿に安置される藥師如來（東方藥師琉璃光如來）にちなんだものであろう。

なお、この諸山指定と共に住持と認められた慈音座も、どの

ような人物か一切不明である。首座（しょそ）とは、その寺の僧中で筆頭に座る首位の者をいい、他にも上座、座元、第一座、などといふ。諱はその名の一字をとったものであることだけは間違いないが、これによつて住持となつたこの僧が、東光寺の何世になるのかも明らかでない。しかし、道隆の法系に通なる者であることは認めてよいであろう。

〔三〕 妙心寺下の東光寺

それ以後も、東光寺の歴史にはかなり不明の部分が多い。

室町時代では、その中頃の文明十八年（一四八六）八月八日の修理録が十二神将の子神にある位で、その他は何の記録も見出せない。

次に、東光寺の住職名が見えるのは、左記の『社記寺紀』の記述である。

一、其後永正八年木年四月八日、晴信公伯父武田二郎幼年ニ而當山仁甫大和尚ニ就き法號成、其後當山十住職藍田大和尚与中ニ御座候：下略：

ここにある仁甫大和尚とは、妙心寺東海派の傑物慈秀宗尊の四背の一人の數えられた、「古殊音」である。

すると、この記が正しければ、永正八年（一五一一）には仁甫が住職となつてゐるのだから、すでに東光寺は妙心寺派の法系に変つてゐたことになる。

しかし、この永正八年という年代は、妙心寺派の甲州進出の時期としては少々早過ぎるから、ただちに信じるわけには行かない。「注29」

右の記では、晴信の伯父にあたる武田二郎が、この時幼くして仁甫につき出家したという。それが後の藍田種音であつて、天正十年（一五八二）四月三日、慈林寺山門にて快川国臣等と



東光寺仏殿（薬師堂）全景

共に火定に入るという運命をたどった。

仁甫にしても、藍田にしてもその年齢が不詳なのではっきりしたことは分からぬが、永正八年（一五一二）に藍田が十歳で出家したと假定しても、天正十年（一五八二）の入寂は八十歳以上となり、これはまことに不自然である。

また、東光寺に伝わる世代では、仁甫珠善、藍田慧貢、玉堂宗珉、南浦紹化、説三宗璵、明院玄昉と続くのであるが、間違いなくこれらの僧が世代に入っているとすれば、大きく混乱があるといわねばならない。

それについては後で記すとして、歴史を先に進めると、天文十一年（一五四二）七月二十日に、諦訥願重（注30）が自刃して当寺に葬られた事実があり、この天文年中に武田晴信が諸堂を再建したという。『社記寺記』には、

：上略：天文年中武田晴信公諸堂悉再建有之、其節寺号法善山東光興國禪寺ト改甲斐五刹第一与称ト…中略…藍田大和尚者當山中興ニ御座候。

とあり、この再建時に、法善山東光興國禪寺と改め、甲斐五刹の第一に列したとする。甲斐五刹という名称や、藍田中興には問題もあるが、天文年間の再建という点については大体に間違いないようである。

それは、現存する国指定重要文化財の仏殿（薬師堂）が、様式上この頃の建立と認められるからである。（写真上）

この仏殿には、道隆開創の鎌倉時代建立説もあるが、近年の
禅宗様建築の学術研究の進歩からみれば、そこまで古く考える
のは無理であろう。

建長寺や円覚寺に建立された鎌倉時代の禅宗様仏殿は、方七
間という大建築であった。(注31) 円覚寺仏殿を例とすれば、その桁行は約二八mもあり、いか
に大規模なものであったかが分かる。

それに対して、東光寺仏殿は改造によって多少桁行を増して
いるが、現状でも桁行はたった七・八〇mである。この数値は
方五間仏殿中でも最小に近いものである。(注32) いかに地方寺院とはいえ、甲州の中心的宋朝洋の道場として
建立された興國寺の仏殿が、このように小規模なものであつ
たとは到底考へられない。

建築様式に多少古式を止める部分があったとしても、東光寺
仏殿はやはり天文年間(一五三二~五四)の建立とするのが妥
当なところであろう。

武田晴信によるこの諸堂再建が、どの程度のものであったか
は不明である。

一説として、この天文の再建の頃に現在の廊閣が完成したと
いう考え方もある。その当時、庭園に面する方丈がどんな建物
であったかは不明であるが、再建された仏殿の大きさからして
も、この再建時に四百坪もの大庭園を築いたということはどう
しても考へ難い。

また、現在山梨県には、室町から桃山にかけての武田氏時代

の庭園は一庭も保存されていない。この頃は、武田正國といっ
てもよい甲州であるから、作庭が行われたとすればもと残存
していかなければならない。それが見当らないということは、東
光寺庭園のような渾厚な内容を秘めた全国有数の石組の庭が完成
したのは、それとは別の力によるものと考える必要があるであ
ろう。

また、先の記では、この時甲斐五箇の第一に定めたというが、
これは正しくは府中五山(注33)というべきもので、その制定
もさらに後年のことである。その首位は長押寺であり、次いで
東光寺、円光院、能成寺、法泉寺となっている。

さて、そこで次に世代について少々考えてみよう。問題は仁
甫珠喜の後ですぐに藍田懸吉が住職となつたかどうかである。
これは、幼年の時に藍田が出家したとすれば、まことに無理
ということになる。その間に当然別の僧が入つていなければ
不自然である。『社記寺記』には、

一、天文二十辛亥二月十一日武田晴信公藍田大和尚ニ依而
慈覺人道シ徳宗軒信玄トサス

とある。これによると、晴信は三十歳の時入道して信玄とい
ふことになるが、これは少し早過ぎる。「信玄」号は、永禄二
年(一五五九)に、長押寺の皎秀元伯から晴信が授けられたも
のであることが今日では判明している。

藍田がこの頃、東光寺住職であったことも一考の余地がある。

なぜなら、寺伝で藍田の二代後の住職となっている南源紹化は、永禄五年（一五六二）五月十二日に入寂しているからである。南源の方が藍田より前の世代に入るべきである。

永禄十年（一五六七）には、東光寺にとつてもまことに大きな事件があった。十月十九日に、信玄の長子義信が自刃し、東光寺に奉られたのである。『甲斐国志』に、

○太郎義信、晴信の長男ナリ、天文七年戊戌年生ル、母ハ

三毛氏、弘治二丙辰年娶今川義元女為夫人、永禄八乙丑

年有隠謀発覚シテ幽セラル、同十丁卯十月十九日幽室ニ

テ酒ス年三十、…中略…東光寺ニ牌子ヲ建テリ東光寺殿

等山良公大押定門…下略…



武田義信墓塔（東光寺藏）

とある。この義信の葬儀に、東光寺住職として導師となつたのは説三宗穂であり、起翁は南化玄興、尊茶は高山玄寿という名僧であったことが『妙心寺文書』によって知られる。

説三は前記南源紹化的法嗣であり、後に円光院の開山となる。文禄二年（一五九三）八月十五日の入寂という。

すると、説三も藍田より前の世代であってよい。右の葬儀に藍田の名がないことにも注意すべきであろう。あるいはこの頃、藍田は説三の下で首席位の地位にいたのかも知れない。

尊茶をとめた高山文寿は、後に快川、藍田等と共に慈林寺山門で火定に入るが、この高山も一説には東光寺に住したことがあるといわれる。（注34）

このように、この頃の東光寺は、世代の点にも大きな問題があり、今後の正しい研究が望まれる。

そして、時移って運命の天正十年（一五八二）四月三日、織

田の軍は甲府に入り、川尻与兵衛が先陣となり、木下、佐久、

滝川の軍兵が東光寺にも押し寄せ放火、同日藍田も多くの僧と

共に慈林寺山門の火中に寂したのであった。

東光寺はその大部分を焼失したが、仏殿だけは奇跡的に焼失をまぬがれていた。庭園も当然この時を境に、大きく荒廃したものと思われる。

武田氏時代に、庭園がどのような変遷をたどったかはまったく不明であるが、やはり道隆開山以来の庭として大切に保存されてきたことは間違いない。そして、庭園の本格的な復興は、新しい領主を迎えた江戸時代のことになる。

江戸時代の再興

東光寺の本格的な復興は、江戸時代中期の初めに、幕主柳沢

吉里の帰依を受けてからである。

しかし、それまでも少しづつは再建が進められていたもの

と思われる。天正十九年（一五九一）には、卯月五日付けの加

藤光恭の墨印状があり（注35）、その「東光寺定」の五ヶ条中

最後に、

庭之樹石垣取之事

とある。これと同じものは、慶長十二年（一六〇七）の四奉行

禁制にも見られる。

ここにいう庭が、東光寺庭園を指すものであれば、これが庭

を記す最も古い記録となるが、これは禁制の一つの決まり文句

といつた面があり、他寺にも例は多いので、ただちに本庭のこと

とする訳には行かない。しかし、庭というものに注意されて

いることだけは分かるのである。

寛永時代になると、やっと具体的な史料が出現する。それは寛永六年（一六二九）の仏像修理であって、昭和三十年に行われた解体修理によって、揮毫の墨書銘（注36）が発見され明らかとなつた。それには、

とあり、当山の住職歴山徹の代であったことが知られる。

次に寛永十九年（一六四二）六月十八日には、家光の朱印状が発せられており、この年に吉府中塔岩村にあつた国母地蔵堂が法城寺が東光寺境内に移されたという。『甲斐国志』に、

金剛山日輪法城寺ト号ス、額ニ當國開闢稱國母地蔵ト

アリ、伝云、元正帝ノ義老二年行基菩薩ノ所創、初號原

岡ニ安質、新羅三郎ノ時稱原ノ莊園母ノ號上条村ニ遷シ

後又古府中ノ地ニ遷シキ：中略：後ニ東光寺住僧玉堂今

ノ地ニ移シ板垣ノ内ニチ普地ヲ馬ハリス、寛永十九年以

来東光寺ノ寺内ニ合メ一紙御朱印ト為レリ、…ト略…

とある。この法城寺後建の際の住職は玉堂とあるが、これは藍田の法嗣である玉草宗挺であろう。

以来法城寺の地蔵尊は、広く国内の信仰を集めたらしく、東光

寺の復興にもまことに有益であった。

宝永元年（一七〇四）十二月、柳沢吉保が武藏川越から甲府

へ国書えとなつた。吉保は実際には甲府へ来なかつたらしいが、

宝永六年（一七〇九）六月隨居を許され、その子の柳沢吉里が幕主になると大きく様子が変わつた。同年、伊勢守より甲斐守と改められた吉里は、宝永七年（一七一〇）五月五日に初めての國入りを行つた。

それ以後も、吉里は法城寺四母地蔵堂の修理を命じている。『社記寺記』に、

一、松平甲斐守敬預國之節古堂大破ニ付願出候處、御聞届
有之、宝永七寅年正月白銀百枚材木三百拾七本吳木板式

千五百擬御室附有之：下略：

ある。人間に際して、國舟地蔵に國の安泰を祈る意味が込められたものであろう。こうして、地蔵堂は立派に建立されたのである。（注37）

翌、正徳元年（一七一一）には、堂前に見事な石の手水鉢も寄進された。この手水鉢は現在東光寺玄廟前に移され保存されているが、甲州でも大泉寺手水鉢（注38）と共に有数の名品であって、柳沢氏によつて寄進されたものと考えられる。（次頁写真）

そこには、正面と背面に次のよだな銘文がある。

当然東光寺との深い関係ができたということを意味する。
吉里は、前年の宝永七年（一七一〇）七月に、柳沢家の菩提寺として甲府に竜華山永慶寺を開いていた。吉保の代から帰依した黄檗宗であり、宇治万福寺から後峰道草（注39）が迎えられて住職となっていた。

正徳四年（一七一四）十一月二日、吉保は江戸六義園にて歿し、永慶寺に葬られている。法名を永慶寺殿保山元義人居士といふ。

したがつて、東光寺は柳沢家の菩提寺ではないが、甲府城から近いことともあって、吉里は度々ここを訪ねたらしい。

現在東光寺には、当寺で詠んだ吉里の和歌の軸が二幅保存されているが、残念なことに年号が記されていない。しかし、その手は間違いなく吉里のもので、一幅には、

東光寺のふちはなをみて

吉里

つくりなす、みぎわに咲し華がえの

むらさきじふ色ぞことなる

（正面）

日輪法城宣蘭

奉寄附

萬々水潤
置盤

応知秉生

正徳元辛卯年

自是無垢

仲冬上弦

（背面）

鎌文もまことに優れたものであるが、手水鉢本体の下に附付

とある。もう一幅は、直接庭園について詠んだ貴重なもので、東光寺庭園について記した現存では最も古い文献といえるもの

の大きな台を用いた形式は、全国的に見ても非常に珍しいものといえよう。

このように、柳沢吉里が法城寺の再建に力を入れたことは、

當然東光寺との深い関係ができたということを意味する。



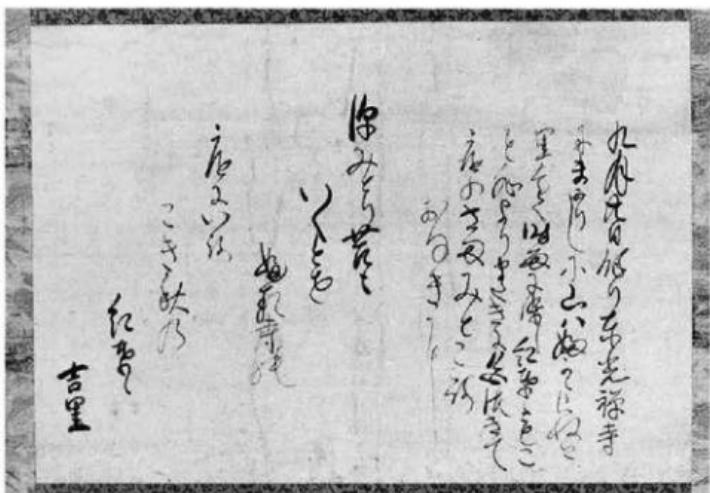
旧法城寺手水鉢全景（東光寺藏）



同上、裏面左銘文



同上、裏面右銘文



柳沢吉里自筆和歌（東光寺藏）

である。「写真上」、それには、次のように記されている。

九月廿日余り東光寺
にまかりしに、山ハふかゝらねと
里遠く時雨に染し紅葉々も、こ
とひよりまたきに色つきて

庭のさまみところ

おほきに

深みとり苔も

いくとせ

ふる寺の

庭にいろ

こき秋の

紅葉々

吉里

秋の初めに東光寺を訪ねた吉里が、思いの他早く色づきはじ
めた紅葉と庭園の美景に感動して詠んだ和歌であろう。

このようなことから、吉里は法城寺に統いて東光寺の復興に
も力を入れることになる。

それが何時頃からか、はっきりしたことは分からぬが、享
保二年（一七一七）には、東光寺仏殿の修理が行われている。
昭和三十年の解体修理の際、仏殿正面の格子上から墨書き銘が

発見されており、その一つには、

法蓋山東光裏師堂かし 四内 西ノ東 享保二酉年
三 四月十二日



とある。これは、現在仏殿外部正面にある格子窓を新造した記録で、神宗様では本来ここが花頭窓となるが、享保二年にこのようになされたことが分かる。おそらく、初重部分を大きく改造したのも、この時のことであったと思われる。〔注40〕

これだけでは、吉里の改修とは断定できないが、実はこの時には十二神将なども修理されており、そこには明らかな吉里再興を示す銘文がある。左の写真は、申神の像中に収められている杉板（一六・八cm×三・二cm）の墨書き銘で、その当時の東光

寺住職桂堂義珍の筆である。

このような縁もあって、吉里と東光寺はさらに深く結びつくことになる。それを決定的にしたのは、吉里の嫡子幸三郎の死であった。幸三郎は、享保二年（一七一七）十一月廿日に誕生したが、翌年一月十八日戌刻に早世したのである。

吉里は大いに悲しみ、東光寺に葬って立派な墓塔を建てた。今も保存されている墓には、正面に「勝応院歿端然相大童男」という格式の高い法名が刻まれている。（写真左）

その後、享保七年（一七二二）二月十九日には、同じく吉里的嫡子時英が早世し、幸三郎の墓の東隣りに葬られた。時英は童名を千歳といい、正徳四年（一七一四）の生まれであるから

御沢吉里嫡子、幸三郎墓（東光寺蔵）



九歳で歿したことになる。法名を「高春院贈智源覺英大童子」という。

このように、藩主柳沢吉里の帰依を受けた東光寺が、この時期に大いに発展したのは当然である。一時は、柳沢氏の寺と

いう色彩さえあったのである。

今回の整備において、東光寺庭園には池泉護岸その他にかなり大きな江戸時代の改修のことが明らかになった。たしかな記録こそないものの、これだけの工事を行ったとす



東光寺池泉出土、銅製家紋(上)と軒丸瓦(下)

れば、歴史的に考へてもこの柳沢吉里の時以外に可能性はない。
甲州において、吉里は慈林寺庭園の修復を行わせている事実
「注4」があるのでから、本庭を改修することはむしろ当然と
いうべきであろう。

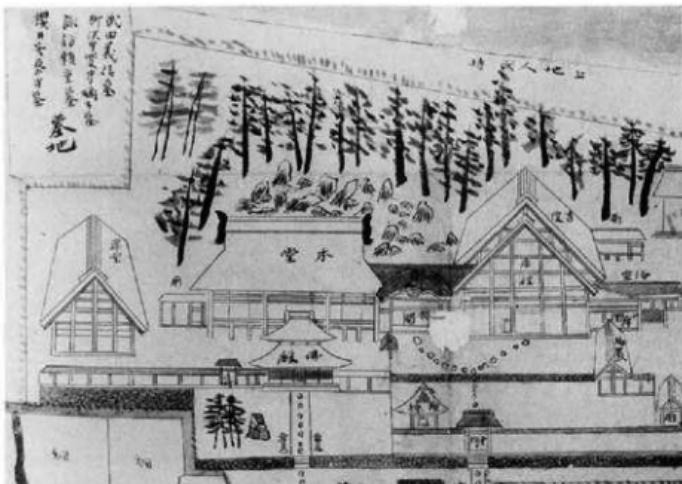
それとは直接関係はないが、池泉に深くたまつた泥を上げた
ところ、写真のような銅製の家紋と、家紋入りの軒丸瓦が出土
した。これは共に柳沢家の家紋花菱である。

銅板の方は、横三六・五cm、縦二四・三cmとかなり大きなも
ので、おそらくは建築の飾りとして打たれていたものである。中央には釘の跡も残され
ている。

軒丸瓦は、直径七・七cm～七・八cm。約一
七cmの縁をつけ、内部には横三・八cm、縦二・
八cmの花菱を型押してある。小ぶりの瓦であ
り、辨などのものかも知れないが、これまで
に見出されていないといふことで、当寺にと
っては貴重なものといえよう。

以上のように、柳沢吉里と東光寺は深い因
縁で結ばれたのであるが、享保九年(一七二
四)三月、吉里が甲府より大和郡山に転封と
なってからは、特に有力な機会もなく、あま
り寺勢もふるわなかつたようである。

その後の記録としては、住職通同義真の代
享保十九年(一七三四)に、今も鐘楼にかか



『東光寺境域見取図』主要建築部分

る梵鐘が出来、翌二十年（一七三五）六月には、同じ通同によつて石造の「純円妙典塔」が建てられている。
また、明和二年（一七六五）三月には、住職天崖玄夷により石造「大般若書写成滿塔」が建立されたりしているが、その後も庭についての記録はない。

四 現代の東光寺

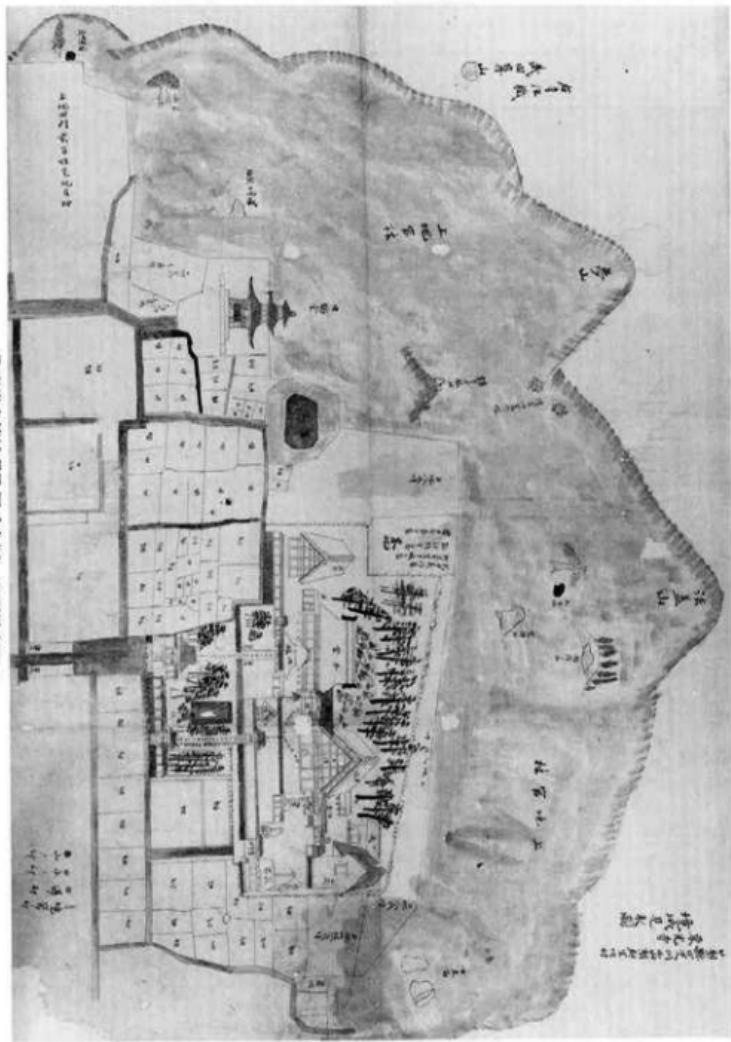
明治に入ると、多くの寺院が廃仏毀釈の影響を受けた。東光寺も例外ではなく、背後の法蓋山をはじめとして、周囲の広い面積の土地が上地とされたのである。

また、明治六年（一八七三）九月二十五日には、境内にあつた法城寺が廢寺とされ、堂は東光寺の所有ということになった。
この明治時代、住職武田寄山の代に、貴重な『東光寺境域見取図』（全國次ページ）が描かれているが、そこには法城寺の堂に「日輪堂」と書き込みがある。そのような名称で、東光寺の一堂とされたものであろう。

この図において注目されるのは、当時の本堂や書院と共に、石組の多い庭園の姿が描かれていることである。「写真上」略圖であり正確なものではないが、今日の庭園であることはいうまでもない。

また、図にある建物の大きさは『社記寺記』によれば、本堂 捲間半×六間、庫裡九間×五間、小庫裡六間半×三間半、書院 六間半四方、禪堂九間×四間等であったことが分かる。

全國のうちでは、現在日輪堂がその跡を残すのみであるが、



『東光寺境域見取図』全圖（東光寺藏）

その西方の自然石地蔵は今も昔の姿を止めている。

大正時代になると、やっと本庭の価値を認める者が出てきた。

最も早く注目したのが誰であるかは不明であるが、書物として『日本名園記』(「慈居松之助、大正十二年十月、嵩山房」)などは古いものであろう。それには、次のように記されている。

五、東光寺の庭園 山梨県西山梨郡甲府市

山梨県甲府市外にある東光寺の庭園は今日甚だ荒れてゐるけれど、矢張り夢窓国師の作と伝へてゐる。今日庭園を見るに、西南向の庭であつて池のみ残々原形を存してゐるが、滝口の如きは漢石の立てる附近に石材の散在してゐるのみであつて、石組崩壊し、荒廃甚しい。併し仔細に現場を踏査してみると、抨石に立ちて眺むれば正面東北の山高き所に滝跡を見ることを得る。蓋し昔はこの滝口から水を西南に吐かしめ、途中で之を稍々内に迂回せしめ、更に池の湾入せる所に低き流の形に落したるものと思はれる。而して池の中には東南の部分に頂部の稍々平らとなる石を立てゝ淵を表はし、同じく中央部には石船を水面に現はるやうに置き、この二者の間には水中に立てられたる石の上に、珠状の石燈籠が置かれである。この辺の手法は稍々相阿弥以後の作に類してゐるが、或はこの石燈籠や石船の類は後世の附加であるかも知れぬ。殊に池の東南岸に立てられてゐる石燈籠の如きは近代の附加たること明らかである。而して同庭園の木もその方向は室町時代の造園上の

昔の記録であり、方位などに誤りはあるものの、中々の卓見もあり、當時としてはよく全庭をつかんだ記であるといえると思う。

その後は、昭和二年(一九二七)四月二十五日に、仏殿が國の特別保護建造物の指定を受け、後に國宝建造物とされた。

昭和十二年(一九三七)八月、重森三島氏は本庭の実測平面図を作成し、「日本庭園史図鑑」一ノ下(昭和十三年五月、有光社)において発表している。これは、本庭について詳しく述考したものとしては最初のものとしてよい。特に実測図において、戦災焼失の本堂、書院の一部が記入されているのはまことに貴重である。ただし、この図には一部に測量ミスもあるので注意しなければならない。(注42)

そして、昭和二十年(一九四五)七月六日夜、甲府は米軍機B29の爆撃を受け、その焼夷弾によつて大きな被害を受けた。東光寺も本堂、書院、庫裡等中心部をすべて全焼したが、あの練田軍の放火の際にも焼け残った仏龕は、再び奇跡的に難を逃れたのである。

昭和二十五年(一九五〇)五月、文化財保護法が施行され、

約束に従つて庭の西方に排出してゐる。かう考へると本庭の如きも庭園史上から見て、貴重なる遺物の一であるが、現在は甚だ荒廃してゐるから、若しこの時に最も注意深く調査を終た上で、適當なる修復をしなかつたらば、折角の名園も実質に於て滅びる虞れがある。

仏殿は改めて国の重要文化財に指定され、昭和三十年（一九五五）一月より解体修理に着手、翌年三月に竣工して今日のようない美しい姿を見せるようになった。

その頃、庭園はそれを見るべき本堂、書院などを失ったために、大変に荒廃した状態が続いた。昭和三十四年（一九五九）には、七号台風によって庭園背後のアラカシがほとんど倒れたり折れたりして、本庭の石組にも被害が大きかった。

しかし、戦後守された春道玄芳和尚の努力によって、昭和三十八年（一九六三）にコンクリート造りながら本堂が再建され、庭も手入れがなされた。

その後、庫裡も再建されるなど次第に寺觀も整ったが、庭園は表土の流れが多く、石の根が洗われる状態となり、一刻も早い整備が望まれていたのである。その念願を果せぬまま、昭和五十一年一月春道玄芳和尚は入寂されたので、その後を現住の昌道玄英師が引き継ぎ、昭和五十七年十二月には、庭園に面する書院が再建された。

幸いなことに、本庭は昭和五十四年三月に、山梨県名勝に指定されていたので、昭和六十年度、六十一年度の山梨県および甲府市の補助金を得て、ここに念願の庭園復元整備の完成をみたのである。

これは、開山蘭溪道隆博士への報恩であると同時に、東光寺の今後の発展にも、大きく華をそえるものである。また、日本庭園史上での意義も、甚だ大きいといわねばならない。

注1、「甲斐國社記寺記」は、慶応四年（一八六八）に甲州の各社寺から、甲州寺社總務役所に提出された由緒記録で、現在山梨縣立圖書館の蔵本となり、全四巻の活字本として刊行（昭和四十二年）されている。その中にある

東光寺の「山諸書」は、戦災等で多くの史料を失った当寺にとって、まことに貴重なものである。

注2、「東光寺由緒書」は、かつて東光寺に保存されていたが、現在は失われている。おそらくは、昭和二十年の戦災により焼失したものと思われる。ただし「日本庭園史圖鑑」二ノ下（昭和十三年重森三玲著）の東光寺庭園文獻資料中に、その一文が掲載されている。

注3、「道隆の出家傳度について」は、「建長開山大覚禪師の日本精神文化への寄与に就いて」（其の二）高木宗監（建長寺「和光」誌一〇九号、昭和五十年十月発行、所載）の文中において、母が十三歳の時蘭溪の広嚴寺にて出家させようとしたが、村の小寺に住することを嫌ったので、成都の大慈寺に入れ、寺主演闘良範禪師の弟子とした。良範は肖官章の非凡なことを喜び、宝慶二年（一二二七）十五歳の時得度式を行って道隆という安名を授けた。と以上のように記している。しかし、これが何の文献によるのか明らかでないので、ここでは一応從来の説にしたがっておいた。

注4、平江府は蘇州の旧名であり、ここにある陽山とは、陽山尊相禪寺のことである。道隆の師無明慧性禪師はこの

寺に法燈をかかげ、道隆はその下で修行したのである。

これについては「日本国相模州常楽寺開基和尚語錄」

に、「為前住大宋國平江府陽山尊相澤寺臨濟正源松惠嫡

嗣無明大和尚」とあり、明確である。

注5、「東嚴安禪師行狀」に、「正嘉二年秋、念山主語師曰。

我聞。西明寺鑑信敬禪法。遣使宋朝。請來蘭溪和尚。建

々長寺舞倉一堵。……」とある。

注6、「湘南葛藤錄」は、天文十二年（一五四三）那美寺無

隱禅師の稿。

注7、義希紹仁は、後に建仁寺十一世、建長寺四世として人

寺している。弘安四年（一二八一）六月二日寂、六十五

歳。普覺禪師といふ。

注8、「湘南葛藤錄」第四十六則、「接物平等」の条。

注9、この円覚寺は後に移り、今は福岡市御供所町一三にあ

る。

注10、「聖一國師年譜」（鉄牛円心編）

注11、「吾妻鏡」康元元年十一月廿二日の条に「廿二日、庚

戌、天晴、寅刻於最明寺、相州今落僧給、十三夜日來客

候也、御法名見了房道崇云々、御或謂宋朝道隆禪師也……」

とある。

注12、「建長寺」（昭和五六年、淡交社）などに、弘長二年説を記す。

注13、「日本中世禪宗史」（荻原純道著）には、建長五年二月に、後深草天皇から「大建長興圓禪寺」の勅願下賜が

あったと記されている。しかし、その出典は不明である。

注14、現在も建長寺にはその位置に泡泉庭園が保存されてい

るが、池も小さくなり、かなり改造されて江戸初期の様

式となっている。しかし、道隆開創の建長寺に泡泉があ

つたことは、東光寺庭園との関連を考える上での有力な

史料となるう。

注15、「大宦官御鏡像紀実」は、永和元年（一三七五）伯夷

德嵩の撰述。

注16、ここには龜谷山「寿福寺の山号」とあるが、實際は道

隆は建長寺に帰ったのである。その点は「延宝伝燈錄」

の記が正しい。

注17、宋朝禪では厳しい清規に基いた生活（修行）が中心と

なるから、七堂伽藍を整備する必要があり、密教時代の

建物のままではそれは不可能といえる。

注18、「元亨集書」に、「丙戌甲行。又還寿福。」とあり、

前述の道隆の建治三年（一一七七）吉爾に、「寿福道隆、

菴上三間寺方丈」とあることを考えれば、当時の道隆の

住房は壽福寺であつたことが分かる。

注19、無象静照は、相模の出身。東福寺で円爾弁円についた

が、建長四年（一二五二）宋に渡り、徑山石溪心月の法

を嗣いだ。この石溪心月は、道隆の師無明慧性と同門の

境氣審聞に嗣法しており、静照は道隆と同じ松源派の法

孫ということになる。文永二年（一二六五）帰朝、後正

安元年（一二九九）淨智寺に入っている。德治元年（一

(二〇六) 痞。七十三歳。法源禪師という。

注 20、道隆開山を伝える寺院としては、甲州の水岳寺（薦岐市大草）、米福寺（北巨摩郡白州町）、教慶寺（同所）、

勝永寺（北巨摩郡明野村）、法輪寺（甲府市青沼町）、善立寺（中巨摩郡昭和町）、淨光寺（南巨摩郡南部町）、

信州の建福寺（上伊那郡高遠）、西岸寺（上伊那郡飯島）、瑞光寺（上伊那郡辰野町）、長安寺（東筑摩郡会田村）、

保福寺（東筑摩郡四賀村）、法華寺（諏訪市）、久保寺（岡谷市）などがある。このうち、高遠建福寺の縁起に

おいて、道隆が東光寺の村里人より、信州行脚をすめられ、高遠に来たことを述べているのは興味深い。
また、道隆開山ではないが、信州小県郡塙田町別所の安楽寺開山鷹谷惟仙と道隆は親しい關係にあった。この点は道隆の書翰によつて明らかである。

注 21、『甲斐国社記寺記』第二巻の解説に、「思うに東光寺は板垣氏、永寺は甘利氏がそれぞれ大檀越として開基したものであろう。この両氏は、共に甲斐源氏の名族で、武田家の重臣であった。」と記す。

注 22、これについては『三秦記』などに記載がある。

注 23、科举は、古くから中国で行われた官吏の採用試験制度で、周漢代に源があり、隋代に始められたものという。

注 24、中國の庭園専門家によれば、これまでに竜門派が作られたという記録は見ていないといふ。ただし、現在中国では、宋代の庭園などはほとんど残されておらず、その

研究もこれからであるから、はつきりとしたことは断言できない。清代には、例えば浙江省杭州市の黃龍洞のように、竈を意匠した窓が作られているが、それは竈が木を吐くという故事の油であり、竈門湯とは違つてゐる。

注 25、大休正念は、宋國溫州永嘉郡の人。孫山石溪心月の法を嗣ぎ、前述の無象靜照とは同門である。文永六年の来朝は時宗の招請といわれ、建長寺の他に、釋興寺、寿福寺、円覚寺、淨智寺に住した。正応元年（一二八八）十一月晦日寂。七十五歳。仏源禪師という。

注 26、建長寺文書「蘭溪道隆舍利器銘文」によれば、この銀製舍利器には、道隆の造傷等多くの銘文があり、その後に「弘安改元戊寅七月二十四日、宋刻坐化、弘安二年」、「卯七月廿四日安塔」と刻まれてゐる。

注 27、この書簡は『書の日本史』第三巻（平凡社）に写真が載せられてゐる。しかし、個人の所有である為か、その所在が明らかにされていない。

注 28、『禪宗の歴史』（今枝愛真著）、至文堂一八四一頁。

注 29、これまでの研究では、天文年間に甲府西郡長禅寺（後に府中に移る）に入った中興開山の岐秀元伯などが早い例とされている。（『社記寺記』第二巻解説六九二一）

注 30、諏訪賴重は、信州諏訪の領主で天文十一年（一五四二）七月武田氏に攻め落され、甲府板垣信形邸に幽閉。七月二十日に自刃した。一十七歳。一説には東光寺で自刃し

たともいわれる。

注31、鎌倉時代の方七間仏殿は、現在一例も残されていない

が、「住長寺伽藍指図写し」や、「円覚寺仏殿古図」（元

龜四年）によつて、その規模が判明している。

注32、現在方五間仏殿で朽行の最も短い仏殿としては、清白

寺（山梨市）仏殿の七・二〇mが知られている。

注33、中庭という広い範囲の五寺ではなく、府中の尊寺に限

ったものであることは明白であろう。

注34、「社記寺記」第二卷 解説六九八ページ。

注35、「社記寺記」による。

注36、「重要文化財東光寺本堂（薬師堂）修理工事報告書」

八〇一九八一ジ所載。

注37、「重要文化財東光寺本堂（薬師堂）修理工事報告書」

では、この法城寺の修理記録を、東光寺仏殿の修理と誤

認して記述している。一七一八八ページ。

注38、大泉寺（甲府市古府中町）は曹洞宗の名刹で、そこに

保存されている手本鉢には「宝永七庚寅夏月古辰」の

銘がある。東光寺のものより一年古く、形式は共通して

おり、同じ石工の手になるものであろう。

注39、悦峰道草は、中国浙江省杭州の人で、貞享三年（一六

八六）米朝。元禄七年（一六九四）独孤の法を嗣ぎ、宝

永四年（一七〇七）万福寺八世となつた。享保十九年

（一七三四）入寂。八十歳。

注40、「重要文化財東光寺本堂（薬師堂）修理工事報告書」

では、この初重改造を宝永七年（一七一〇）のこととし
てゐるが、明らかに誤りである。一六八一ジ。

注41、「甲斐国志」に、「客殿の北は坂山なり、夢窓国師の
所蔵と云ふ。其餘は松平甲斐守の時に増築せしと云々頗る美徳なり」とある。

注42、最も注意すべきは、舟石の位置が西方へずれているこ
とである。舟石自体が今日まで動いていないことは、同
書の写真によつても明らかである。

六、様式・手法

1. 様式

本庭は、東光寺本堂の北庭であって、本堂の背後と、東方の書院方面からの観賞を目的として作庭されている。したがって、様式は後景觀賞式であり、回遊しての觀賞はほとんど意識されていない。現在最も主要な觀賞場所である本堂裏がふさがれているのは残念であるが、戦災焼失前の本堂はまさに大規模なものであり、高い縁からよく本庭を見渡すことができたのであった。

本堂の中心からみると、本堂の方位は正しくは北北東になるが、表現が複雑になるので、以下北庭として記載して行くことにする。

一見して誰もが感じるよう、この庭は雄大な石組中心の庭である。石の多いことは古庭園中でも有数な作であって、しかもその石の連なりには、いかにも禅寺らしい厳しさと、また枯淡の味わいがある。

その構成は、主として北方の山畔を利用した、いわゆる山畔利用式庭園であるが、東方の書院からの觀賞も重視しているために、西方に背景となる築山を作り、そこに主木としてシラカシを植えているのが一つの特色である。

この四方築山は、これまで樹木に覆われてまったくその存在感を失っていたが、今回の整備の結果庭園の景としてよく生きられるようになった。

北の山畔はかなりの急斜面であるが、その斜面に対して多数の石を組んでここを主景にしている。特に築山などは作らず、自然の山畔をそのまま利用したものと思われ、そのようなところは古式であるといえよう。

下の池泉手前側の中央地盤を○m(「標準点とする」とした場合、北側山畔は約四・七三mの高さとなり、また先の西方築山はシラカシの根の部分でちょうど三・〇〇mとなっている。

それに對して、本庭ではまことに特色ある池泉様式が見られる。それは主となる下段の池泉に対して、その西北方向に上段池泉を作り、また東北には一つの小泡を設けており、全体で品位の異った三つの泡が構成されているのである。

標準点からの高さは、下段池の水面がマイナス二三四、小泡がマイナス一九cm、上段池がプラス一七cmであり、下段池と上段池の水位差はちょうど五〇cmとなっている。

下段池は本庭の中心的池泉で、東西約二一m、南北に広い部分で約八m、深さは約五〇cm内外である。

上段池は東西約七・五m、南北広い部分で約四m、深さは中

央で三九四ある。また、小池は東西約一里、深さは中央で二三呎となっている。

このような、いわば三段式といえるような油泉はまことに珍しいが、さらに小油泉に対しては東方から流れが導かれており、この流れが一度小池に落ちて、そこからさらに下段池に達する形式になっている。

そして、これらの池は、水位が異なっているながら、全体が統

一をみせた造形になつており、地割を竜の形とした、いわゆる電池表現がとられていく。

『作庭記』にも、「大河のやは、そのすかた竜蛇のわけるみちのこととなるへし。」と記載があるように、流れなどは竜の形に作ることが一つの伝統であったらしい。しかし、油泉の全体を竜池とすることは、古い時代では平城京曲水庭（奈良時代・奈良市）があるだけで、以後は本庭などが古い例であろう。

中国において、このような電池の例があつたかどうか、はつきりしたことは不明であるが、ここに中國的テーマが用いられていることだけは明らかである。

平面的に見たこの油泉地割はまことに力にあふれており、古式の竜紋とも共通するところがある。

すなわち、上段池は竜の頭部であり、下段池は胴の部分に当り、小池を含めた東部の流れは、明らかに尾の部分に相当する。

その全体の要りのある曲線は、江戸時代に流行した心字池などとは次元の違う造形美であるといつて過言ではないと思う。

本庭の水源は、かつてあつた東



西方築山と主木のシラカシ



上部から見た下段池と上段池

からの水流が主体であり、これを池にたたえて西部に排水している。

問題となるのは上段池で、当初には三つの枯渓が落ちていたと考えられる。本来ここには落水の流があれば理想的であるが、現状ではどのように調べても、水の落ちていたような形跡は見られない。したがって、上段池の水は、池底からの涌水によつてまかれていたと考える以外にないが、現在でも多少の涌水があることを考えれば、その可能性は大きいといえよう。

次に、これら池泉の構造であるが、池はすぐ下が質質の岩盤であり、その高い部分をけずり、また低い部分には小砂利入りの青粘土をしっかりと打つて固めたものであることが判明した。岩盤中にはかなり大きな石も入っている。その一部はそのまま池底にあり、また水面に出ているものもある。（前ページ下の写真で、舟石の先にある石がそれである）

青粘土は、護岸石組の下まで緻密に打たれており、改造のある現在の南岸の下にも高目に打つてあるので、護岸の線は当初とはほとんど変化していないことが分かるのである。池の線が青粘土はもっと手前に広かつたとする説は、否定されなければならない。

この池泉はまた、竜頭式の細長い池であることから、中島を作らぬ無島式池泉の代表作であるが、下が岩盤となっているために、中島が作り難かったことも一つの理由と考えてよいであろう。

以上のような変化ある池泉形式によって、対岸には大きく二

つの出島が作られている。

北岸は西部と東部に分けられ、まず西部は西から東へ出島が突き出されている。東部は山畔側から出島が大きく西南へ向つており、それぞれの出島の南側に立派な護岸石組が組まれているのである。

この二つの出島間は、上段池の水を保つための特殊な堤となつており、このような構成は他處に例がない。

次に、造形の主体ともいべき山畔部を見ると、ここには合計四つの枯渓が作られている。整備前にも、四つの枯渓があるとされていたが、その時点では枯渓は三ヵ所しか確認できなかつた。しかし発掘の結果、上段池西北側から新たな枯渓遺構が出土し、全体で四ヵ所の枯渓が確認されたのであった。

そのうち、造形の頂点となるのが北部山畔上右手の枯渓で、規準点から見るとほぼ北東方向にあたる。（この滝を、以後は正面枯渓と呼ぶことにする）

その左手、北部山畔上の西側にもかなり良い感覚の枯渓があり、これは東部書院方向から見た場合の一つのポイントとなつていている。

これに對して山畔の東方、規準点から見て東北方向にも、非常に高い位置から枯渓が構成され、この方向の主滝となつている。他の枯渓がいずれも上段池泉へ落ちる形式を見せるのに対して、この東枯渓は、東部の流れが入る小池に落ちる形式になっているのが特色である。

総体的に全庭を見ると、この庭は山畔部がまことに広く、下

段池泉の奥行の約二倍もの奥行が山野部にある。

また、本庭は上下二段形式の庭園ともいわれてきたが、実際

は三段式庭園ともいいうべきもので、北側上方の急斜面の部分に對して、その手前にはゆるやかな傾斜を持った山裾が続き、ここに先の上段池を取り込んだ形式になっている。そして、最下、一段に池泉があり、以上によつて三段の部分で構成されているのが大きな特色といえるのである。

このように、本庭は池泉觀賞式庭園といつても、そこに平面的にも立體的にも独特な構成が盛り込まれており、後に述べるようないしに石組感覺にも數々の特色が見られる。そのあたりに、中世の禅院庭園とするにふさわしいものがあるといえよう。

確認はしないにしても、以上のようないしは、中國のチーマを

尊重した作庭法と考えられるから、東光寺が興國禪寺として道隆によつて禅寺に改められた當時に、すでに現在の庭園の原形は成立していたと見るべきである。またそれ以外に、本庭のようないしの作庭されるべき時期が見当らないことも十分に考えなければならない。「五、歴史的考察」において述べたように、道隆開創の建長寺にもその奥に池窓が作られていた事實を思えば、本庭も同様であるとするのは決して無理ではない。

ただし、本庭には石組等にかなり江戸時代の改修の多いこと、もまた事實である。後世の荒廃の結果、失われた石組も決して少くないのである。したがつて、作庭当初は今よりもさらに石組多く、厳しい感覺に満ちた庭園であったことが当然想像されるのである。

A、下段池 2. 手 法

本庭池泉の中心となる下段池は、地盤こそよく當初のものを残しているが、護岸石組には大きく改修がある。

特に、西岸、南岸はそのすべてが江戸時代の手法であり、江戸中期初頭に、柳沢吉里の命によつて手が加えられたものと考えられる。また東岸も、南半分はその時の改造である。

この江戸中期の護岸改修には、著しい特色がある。それは、戸中頭初頭に、柳沢吉里の命によつて手が加えられたものと考へられる。その上に石を織んでいることである。一部には短い丸太を用いたところもある。

他の石が小さいのに對して、南岸の中心よりやや東には、思ひ切つた巨石の礼拝石を入れている。このような好みも明らかに江戸時代のものである。この平大石は庭内最大の巨石で、高さ五九cm、最大幅は二二四cmもあり、それを支えるために、下に松丸太を二重に入れれていることは、「四、工事進行過程」のところで述べた通りである。「五三三ページ参照」

しかし、この松丸木の構造は略式であり、不完全であつたために、後に石組が池中に抜け落ちた部分があり、それは西岸と南岸西部において特に目立つていた。

これと関連して、今回明らかになったものに、舟石の構成がある。この舟石は、水墨山水画的な造形を示す本庭の大きな特色と考えられてきたのであつたが、泥上げの結果、松丸木を長

方形の井桁に組んだ台の上に据えられていることが分かったのである。

〔四七ページ参照〕

これによつて、現在の位置に舟石が配置されたのは、護岸改

修時と同じ江戸中期頃である可能性が強くなつてきた。

しかし、それだからといって、この舟石がその時新たに沿岸

に入れられたものであるかどうかは連断できない。

少くとも、舟石が今のような姿に割られたのは、柳沢氏時代

よりもはるかに以前である。それは、舟石側面に並ぶ矢穴によつてもはつきりする。矢穴というは、石の目にそつて穴を掘り、そこにカシの矢を打ち込んで石を割った跡であつて、この舟石では下側から矢が入り、今見えるのはその割れ肌である。その矢の跡を舟べりに見立てて風雅な舟石としたのは、まさに大胆な思い付きであった。そしてこの矢穴は、おおよそ古い時代程大きいといふ特色をもつてゐる。

ちなみに柳沢氏時代の江戸中期では、矢穴の幅は大体五cm前後であり、本庭内にもその頃の改修を示す五cm程の矢穴を持った石が見出されている。しかし、舟石の矢穴はそれよりもはるかに大きく、中央のものは一六・七cmもある。この矢穴は幅がそろつておらず、小さいものは一二cm程であるが、それにしても江戸中期よりはるかに大きい。

植松又次氏によれば、桃山時代の文禄年間（一五九二～九五）に積まれた甲府城の石垣には、最大で一七cmの矢穴があるといふ。ただ、この大きさは文禄頃としては例外的に大きく、次の慶長時代（一五六六～一六一四）では、全国的に見ても矢穴の幅は大体一〇cm位である。

したがつて、東光寺舟石の矢穴を、文禄頃のものと考えるが、それよりもっと古いと考えるかはまことに難かしい問題となる。

これは、舟石が作庭当初のものか、後補であるかという重大な問題と直接つながつくるので、今後もう少し時間をかけて研究してみる必要があろう。

舟石の寸法は案外大きく、最長部で一三七cm、最大幅は八一



下段池中央舟石の景



下段池東部平石岩島と東部護岸石組

cmあり、水面からは三九cmに据えられている。

次に、池泉の東部には、左手に水面高三二cmの小さな平天石の岩島、右には水面高一八cmで、最大幅一四八cm、奥行一二三cmという大きな平石岩島がある。

小岩島の方は、以前上に置燈籠が置かれていたので、その台として後に据えられた可能性が大きい。

それに対して平石岩島は、この附近の池泉空間をよく引き締めると同時に、東部流れの流入口に対する水分石のような効果も持っている。下部に三石の石を置いて支えとすること岩島は当初のものと考えてよいであろう。

護岸石組で、作庭当初のものによく残しているのは、東岸の北方と北岸である。

東岸は、平石岩島のすぐ東にある護岸がなかなか力強い構成で、水面高六二cm、最大幅一六cmの大きな横石を据え、その右手に高さ八二cm、最大幅八九cmの黒っぽい色の獨立石を組んだあたりの造形はまことに立派である。

そのすぐ左手には小泡泉からの落口の特色ある石組があり、全体的に非常に変化ある構成が示されている。

北岸は、連続的によく当初の造形を残しているが、最も豪華な感覺を見せるのは東部である。ここは石も大きく岩盤のような構成となり、高さの変化も美しい。上部石組とのバランスもよく傑出した護岸石組の条件を備えている。

小泡泉左手の、高さ九一cm、最大幅一四三cmの平天石、高さ八〇cm、最大幅



下段池北岸東部護岸石組

石は、ここに昔あった松の根によって押し出されたことが判明している。

北岸の西部は、全体に護岸が低く組まれており、石組の高さや形に特に変化が多いのが特色である。その中央部では、ここに実生で生え護岸石組を倒していたヤマモミジが除かれ復元された結果、一種の枯流表現のような石組が出現した。

それは、高さ五三四、最大幅六三四の板石を立て、その左手



庭園西部の主景としての七石組

たもので、横石本位ではあるが、味わい深い石組といふことができよう。

この七石組みと、先の護岸とが一体となつて、かつては枯流が組まれていたことも想定できるのである。

さらに、この右手方向にある水面高八三四、最大幅一〇七四の一石も、重要なポイントといえよう。

一一九四の横石、水面高一〇一四、最大幅七一四の立石を添え、右手には水六四、最大幅一四七四の横石というふうに述なり、その西に復元した平天石と横石が続く。

これらは岩盤となつており、そこにしっかりと据えられているので、ほとんどの荒廃がなかつたものと思われる。

西の復元した二

この部分は、本堂方向から眺めた時、池泉西方の主要な景となる場所で、その上部にはこの方面的主石として、高さ七一四、最大幅一〇四四の横石を中心とした七石による集団石組がある。

これは明らかに、護岸石組とつながりある造形として組まれたもので、横石本位ではあるが、味わい深い石組といふことができよう。

この七石組みと、先の護岸とが一体となつて、かつては枯流が組まれていたことも想定できる。

に、水面高一〇一四、最大幅七一四の立石を添え、右手には水面高八〇四、最大幅一〇二四の平天石を組んだもので、かつてここが小規模な枯流として表現されていた可能性もある。

〔一三八一ジロ松参照〕

B、上段池

今回の復元整備において、本庭に最大の美をもたらしたもの
は上段池の発掘である。

それによって龜池形式が明確となり、上方に思いもかけぬ広
々とした水面が出現したのは、何といつても特筆されるべきで
あるが、それとは別に、正面から本庭を見た時、上段池北側の
高さのある三重護岸が、中景としてまことに力強い造形を示し、
全庭を一段と引立てた効果を忘れてはならない。

そして、この上段池北側の護岸石組は、感覺的に下段池北岸
東部の護岸とまったく共通しており、当初からの造形であるこ
とがはっきりと理解されるのである。

また上段池は、山畔部にある三つの枯滝をここに集めるとい
う造形意図を持つていて。

いうまでもなく、その主となるものは、東部に流入する形式
を見せた、正面枯滝の枯流れである。さすがに立派な造形で、
水落石を三段に使い、立石の添石を用いた石組手法はまことに
見事である。

次に、北岸の左手を見ると、そこに平天石を一石入れた部分
がある。ここは、おそらく上部の山畔西枯滝が流入していたと
ころと考えられる。今は枯流れをまったく失っているので明確
ではないが、上方の石組手法を見ても、そのような形跡が認め
られるのである。

上段池の西北より出土した枯滝は、まったく思いもよらぬ發
見であった。今はその上部を失って、五段程の水落石が残され



見事な造形効果を示す上段池北側三重護岸



上段池西北枯澗石組造構



上段池南部堤の構成

上段池は東南部において下段池へ水を落す構成であるが、ここにも特殊な方式が用いられている。すなわち、ここには一見すると石橋のような三石つなぎの石の堤を設けており、その西側のつなぎ目から水を落しているのである。

このようないわの落し方は、まったく他庭に例がなく、本庭における創作手法ということができよう。

そして、その下部は溪流のように石の間を分かれて水が流れ落ち、下段池に連するのである。

この池の底には、天然の岩盤の露出している部分があり、

また低いところは青粘土で固め、石を敷きつめている。その構造は下段池とほとんど同じであるが、ただ一部に石を敷いているところだけ違っている。

ここには、昔かなり豊富な涌水があったと推定されるが、今は少量しか涌いていないために、下段池からのポンプアップによって水をたたえているのである。

また、この部分は平面的に見ると、危険の口の部分とも見ら
れるのであって、地割上何等かの意図があつたのかも知れない。
その点は平面圖を参照してほしいと思う。

C、東部小池

東からの流れが落ちる東部小池の発掘も、本庭の景にとってはまことに重要なものであった。

それは、まったく平凡な風景の平地であったことが、深さのある石組に囲まれた空間になったことによって、東部書院方面から見た景が非常に力強いものに変化したからである。

この小池の造形は、池というよりは、どちらかというと泉のような構成で、涌水をたたえるようなそんな風情が感じられる。しかし、これにはもとと別の目的があったと思われ、おそらくは常に流れ込む水の泥濘池を主目的として掘られたものと考えられる。

そして、まことに興味深い特色は、この池が実際の流れを落すと同時に、本堂方面から見た場合、東北部山畔の枯滝がここへ落ちる構成になっていることである。一つの小池に多くの意味を持たせているところが、この庭の作者の巧みなところといえよう。

小池にたたえられた水は、次に下段泡泉へ落ちるのであるが、その部分の構造がまた特殊である。上の写真では右手がその落口であって、ここに平天の水落石（幅八九cm、中央奥行二六cm、中央厚味一七cm）を入れ、そこから水を落している。

ただし、その水落石に対しても上部に下段池の方へ突き出すように三角状の石をかぶせて、落口を隠すようにしている。これは一見すると、小さな竜の頭のようにも見えるのであり、やはり本庭だけの創意的手法というべきであろう。



上方から見た東部小池の全景

D、東部流れ

全庭の東方から、山畔の南側を通って小池に落ちる流れは、本庭池泉への給水の大動脈といえる。

そしてこの流れは、竜池としての池泉地割からすると、明らかにその尾の部分に相当するのである。

また、東部書院の北方縁から眺める時は、さわやかな流水の景が目を楽しませてくれる。現状では、流れの全長は小池から

あり、後述の土留石は平面図では白抜きの輪郭線で表現するようになつた。

この流れには、ところどころに大きな石が配置され、よく景として生かされているが、上流では山畔側にある高さ一三七cm、最大幅一六cmの石が目立つており、この石は本庭中で最も高い立石である。

中流では南側の護岸にある、高さ七〇cm、最大幅一五六cmの横石が景としてよく利用している。その西にある高さ四一cm、最大幅一二五cmの横石もよい感覚を持っている。

この附近の北側山畔は、整備前には最も荒廃し石も失われたものと考えられていたが、さらにその下から多數の土留石組が出土し、造形は一変したのである。(三七ページ参照)

流れの下流には、山畔側から大きく流れに突き出された平天石があり、一見すると亀頭石のようにも見える。高さ八〇cm、最大奥行一二九cmの石で、これによって流れは一時的にせばめられ、扱い流れの水量を調節するようになつてある。これはまさに巧みに構造ということができよう。(写真上)

ここから流れは一段落ちて、さらにその下の水落石から小池である。

北側の山畔は、近年その上部に土留めの石を組んだので、かなり変化している。

手前の南側護岸石組が後の改造で、平凡な小さな石ばかりなのは不満足であるが、北側山畔が立派に出現したので、全体としては美しい景が見られるようになった。

ただし、下部にある石組は、中流以上の南側護岸は、すべて石が失われていたので、当初のものである。

今回推定復元したものである。



流れ下流より小池方面を望む

最上流まで約
一三m程であ

るが、当初は
もっと長く、

書院の東方ま
で続いていた

ことは明らか
である。

北側の山畔
は、近年その
上部に土留め

の石を組んだ
ので、かなり
変化している。

手前の南側護岸石組が後の改造で、平凡な小さな石ばかりな
のは不満足であるが、北側山畔が立派に出現したので、全体と
しては美しい景が見られるようになった。

ただし、下部
にある石組は、
中流以上の南側護岸は、すべて石が失われていたので、
当初のものである。

E、東部山畔枯滝石組

本堂方面から東部山畔に目を向けると、高い山群上から下部の小滝まで連なる、まことに雄大感に満ちた枯滝がこの方面の主景になっている。

最上部は山畔の東北部であり、そこから急な斜面をくの字形に落し、途中に四ヵ所の水落石を入れている。

ここも平天石が多く用いられてい

るのが特色であるが、おだやかな中にも非常に力強い感覺があり、遠望する効果がよく考慮された石組といえよう。

そしてこの枯滝は、下部の小滝より上方の枯滝へと続くのであるが、残念なことにその中段部分が失われ、今は低い土留石組が見られるだけとなっている。

下の枯滝は全体に改造が多く、石も小さい。しかし、下部の落口附近の石組は、土中に埋っていただけに当初の造形が保存されており、小滝の石組とまことによく調和している。その右手上方には、枯滝方面へ強い傾斜角度を見せた高さ八五cm、最大幅一五cmの斜立石が組まれ、こ

のあたりを引き締めるポイントの石組となっていることも注意しなければならない。

以前は、この東部山畔枯滝は上部をすべてタマザサで覆われ、その存在さえはっきりしなかっただけに、その出現によってこのあたりの山群はまことに廣々とした造形となり、本庭の美を大いに高めたのである。



小滝に落ちる東部山畔枯滝石組

F、正面枯滝石組

北部山畔右手にあるこの正面枯滝は、本庭中最大の見所であり、その景色の頂点に位している。

上方には力強い感覺の石組が集団的に用いられ、そこから山畔下の上段池まで、ゆるやかな曲線を描いて枯滝が続く。まさに、全庭の主景とするにふさわしい見事な構成というべきであろう。



正面枯滝石組上部全景

上部にはこの枯滝の主石であり、また全庭の中心石ともいえる堂々たる立石が滝口の左に組まれている。高さ一三六cm、最大幅八八cmの見事な立石で安定感があり、どの方面から見ても強い感覺を失わない。

その右手奥には、高さ八五cmの最上段の水落石があり、表面が割れたように見えるが、それを利用して奥行を見せた当初からの石である。主石の下には、高さ八三cm、最大幅一三七cmの見事な平天石があり、その水平面が上方の立石をよく引き立てている。

主石の根の部分には二段目の水落石があり、さらにその下に三段目の水落石が続く。この三段目に右手からしかかるよう組まれていているが、この枯滝の大きな特色というべき鯉魚石である。

中國の登竜門の故事（「六九ページ参照」）により、竜門を上って今まさに電化そうとする鯉の姿を表現したこの石組は、それだけに勢いにあふれており、主石に向って厳しい傾斜角度を示している。この鯉魚石は、總高一〇〇cm、最大幅一三三cmあり、かなり大きなものであることが分かる。

滝石組において、このように鯉魚石

が用いられているものを、庭園史では屯門澤と呼ぶのであって、この造形は鎌倉時代に初めて出現したものと考えられる。

その点からも、当時の禅文化との関連は甚だ大きく、興國寺寺門創時の作庭を示すものといえるのである。

鯉魚石の乗る水落石から一段目には、この枯流の景としてまたに重要な高さ五八cm、最大幅八五cmの水落石が組まれ、そこから下は枯流れとなる。その水落石の左手には、反対に上の鯉魚石方向へ勢いを示した高さ七四cmの一石があり、これは造形上いわば第二の鯉魚石ともいえる感覺を持つていて、

以上の石組を中心として、ここには周囲にも平天石を主とした多数の石が重ね上げるように組まれており、石は決して大きくなきものの、豪華な味わいがあふれている。

遠近法がよく生かされているのもこの石組の特色で、枯流れを少し左に曲げて落し、その手前側に高さ六三cm、最大幅一七cmという大きな横石等の石組を行っているのは、その意図が強く出たものと思われる。

ただ、枯流れの部分は、全体的に江戸中期頃の改造手法が目立つており、護岸は八割程が後の石組であると考えられる。

その石組感覺が弱いことでもそれは理解されるが、右ページ写真の左下から三番目の石には、下側に矢穴のあることに注目しなければならない。この矢穴は、幅が約五cm程であり、江戸中期頃の平均的な數値を示しているのであって、このあたりは柳沢氏時代の改修と考えるべきである。

しかしまた、枯流れが上段池に落ち込む附近の造形は、なか

なか立派であることは、上段池の項でも述べた通りである。

枯流れはまた、正面流の最上部にも構成されている。これまでもこの上段部分は、石組に雰囲気としたところがあり、どのような構成であるかはっきりしなかった。しかし、アカマツの根によって押し出された一石を復元しただけで、ここは見事な枯流れであることが明確になつたのである。

また、その時の調査によって、この滝が落水の滝である可能性をも検討したが、いかなる点より考えても水を落したとは考えられず、当初から枯流れであったとの結論に達した。

上部には水落石も一石用いられており、これが本落石は、他の例からしても実際に水を落すべき構造になつていない。

それは、本庭の滝が枯流れとして作られた有力な証拠といえるのである。

現在では石敷きも復元され、美しい枯流れが見られるようになつた。



上段枯流れの石組手法。左上は主石

G. 北部山畔石組

正面枯壇の左に連なる山畔部の石組で、ここも本庭上方の重要な主骨である。

急な山畔斜面に、五段程に石を組み込んでおり、その造形はやはり当初のものである。平天石や横石が主体であるが、中心というべき位置に、高さ一二〇cm、最大幅八一cmの立石を、ま

ことに効果的に組んでいる。

立石として、は本庭中で三

番目に高いものであるが、どこから見てもよく目立つポイントともいってべき石組となっていることは、正面枯壇の主石と共にしている。

またその上部には、全庭の造形にとって、やはりなくてはならない山形の遠山石が据えられている。このような石は、中国の伝説の山である蓬萊山を象徴しており、山水表現の庭には多く用いられる。したがって一名を蓬萊遠山石ともいう。

この石は、現在高さ一〇〇cm、最大幅一一九cmの山形となるが、上部に欠けたような跡があり、昔はもう少し高さのある石であった可能性もある。

しかし現状でも実に富々とした造形で、遠望すると遠山として上方の景を引き締めており、先の立石と共に遠近感を強調する効果を上げていることが分かる。

この附近は、全体として連山のようないきなり山形を示しているが、その中でも右手方向にある岩盤風の石組手法などは独特の力強い構成といえよう。

山形の蓬萊遠山石

遠山石の右手方向は、石組にかなり荒廃があったので、今回復元した部分であり、平天石の用法に特色がある。

そして、この山畔の左手は、次頁の枯壇石組に連なっており、その構成にはまことに巧みなものが感じられる。



左手から見た北部山畔石組



山形の蓬萊遠山石

H. 北部山畔西部枯澗石組

今回の復元整備において、思いもかけぬ立派な造形を見せるようになつたのが、この山畔西部枯澗である。これまで、その存在は分かっていたが、それがどのような表現であるかは、もう一つはつきりしなかつた。土に覆われていた石組が掘り出され、その根の線が明確になるにしたがい、小規模ではあるが、まことに変化ある石組の姿が現わってきたのである。

ここでは、最上部にある高さ七九cm、最大幅八二cmの山形石を遠山とし、その左手から枯流れ風の滝が落ちている。上から二段目の木落石左手には、高さ八八cm、最大幅七六cmの立石が組まれ、この石が滝の中心石的な存在となつてゐる。

この枯澗は、ここから山畔にそつて右手へ流れる造形とする説もあったが、それは誤りで、実際は下の山形石を越して下部へ流れる形式であることも明らかになった。

すると、枯流れは当然のこと、下の上段池泉へ流入する形式となつたはずである。

現在はその点が荒廃の結果明確では

ないが、上段池泉には枯澗の落ちていたと考えられる石組の形跡があり、おそらくはそこにつながっていたものであろう。下流部分がこのよう大きくなつたのは、上段池の北側に東西にわたって長く通路が作られたためであり、この道はさらに正面枯澗の枯流れを横切り、東方山畔にまで達していたと思われる。山畔東部枯澗の中段部分が失われたのもそのためであると考えられるのである。



山畔西部枯澗石組手法

1. その他の石組

以上の他にも、本庭には多くの優れた石組があるが、その代表的なものを二、三挙げると、まず西北山畔上の石組に注目する必要がある。

この石組は、現状で高さ一〇三cm、最大幅九二cmのものであり、下にはかまし石風の三石が組まれている。

西北山畔は、墓地方面からの雨水等によって土が流され、大きく崩れたと考えられるのであって、当初はもっと多くの石組があつたはずである。

例えば、上段泡西北にある枯滝遺構なども、上部はこの山畔に連していことがある。あるいは今残っている先の石組は、その枯滝の一部かも知れない。

しかし、それが失われてしまった現在、この石組の存在はまたことに大きく、西北部山畔の主石としても見られるのである。

さらに、下段泡泉の北岸東部上方にも、優れた石組が保存されている。ここは、海岸石組のすぐ上に、高さ六六cm、最大幅一五二cmの大きな平天横石があり、その右下に縫いてやはり平天の高さ六一cm、最大幅一二cmの石が組まれていて、海岸とのバランスもまことに良い。

次にその東北部には、高さ六五cm、最大幅八五cmの方形の石を中心とした三尊風石組があり、手前には台座石風の平天石も用いられている。しかし、左右の添石が弱々しく、ここには改造があると思われる。

また、そのさらに東北部にある横石は、その姿がまことに傑

出しており、全庭中でも特筆すべき一石であろう。高さ七七cm、最大幅一四三cmと大きく、西方に勢いを見せて組まれている。このあたりの石組は、北側山畔の多数の石組に対し、下段油や東部小池の近くにあり、距離がかなり離れているために、全庭の遠近感を出す上でまさに有効である。そのあたりを十分に考慮して組んでいるのは、本庭の作者が、水墨山水画における技法などによく通じていた、この証拠であろう。

そのような点や、遠景、中景、近景の配置の仕方などは、正に絵画的であり、宋代山水画の影響が濃いといって過言ではないと思う。

3. 総合的考察（付・自然石板碑）

本庭については、これまでに多くの説が立てられてきた。その中で、夢窓国師作庭説などがすでに否定されたように、様式手法を述べた説の中にも、かなり無理なものがあり、そのようなものは、すみやかに否定されなければならない。

様式のところで述べたように、泡泉がもと手前に広かった、というような説は、完全に誤りであることが実証されたのである。またもう一点、以前から主張されている重大な説として、天竜寺庭園（鎌倉時代・京都市）との共通点を強調するものがある。その代表的な一例をあげれば、「日本庭園史図鑑」ノ下ににおける重森三玲氏の主張では、

即ちここで最も注意すべきことは、東光寺庭園が最もよ



天龍寺庭園（鎌倉時代・京都市）竜門澤

く天竜寺庭園と、その手法を一にしてゐることである。後述の如く、天竜寺庭園に於ける滝石組附近の手法に至つては、全く東光寺庭園と瓜二つの觀があるほど、全く同一手法と云うことが出来るであろう。……

と述べてゐるのである。

しかし、本庭の竜門澤と、天竜寺の竜門澤が、瓜二つという程似てゐるとは到底いえないであろう。

たしかに、竜門澤であることと、鯉魚石が上段にあるということ共通点はあるが、造形面にいたっては、むしろまったく別といふ方が正確である。水落石を二段に使い、泡泉の正面に直接落すようを作った落水の滝である天竜寺庭園竜門澤と、枯渇で泡泉の上方にあり、枯渇れを池まで導く形式の本庭竜門澤とに、造形的類似性を求める方が無理というべきである。

その点は、光前寺庭園（鎌倉時代・駒ヶ根市）竜門澤においても同様であるが、まだこちらの方が本庭竜門澤に近いということはいえるであろう。

ただし、鎌倉時代に竜門澤の例が増えてくることは、この時代の新しい文化の所産であり、そこに宋朝文化を移入した禅文化の影響があったことは否定できないのである。

次に、右の点に関連して、中国庭園の影響ということについて少し考えてみよう。

本庭が中國的テーマで作庭されていることは、すでに何度も述べてきた通りであるが、これと似た庭園が宋代の中國にあつたかどうかという点は、まことに難かしい問題である。

中国において現在、宋代の寺院庭園の形式などはまだ明確になっておらず、これららの研究によるところが大きいからである。本庭と、現在保存されている中国の古典庭園とに共通点があるとすれば、それは石材の点であろう。

中国も特に江南の古庭園では、主となり曲りくねった形の太湖石とは別に、平天石の多い地味な石材である「黄石」がかなり使われている。その石組造形は一見本庭の石組と似たところがあり、この点については中国の専門家も認めている。



拙政園（中国蘇州市）の黄石による石組

写真に示した拙政園（江蘇省蘇州市）の黄石を見れば、誰もがそれを理解されよう。ただ、この黄石は明代から用いられたものといわれ、宋代に同じような石の好みがあったかどうかは分かっていない。

それが理解されよう。ただ、この黄石は明代から用いられたものといわれ、宋代に同じような石の好みがあったかどうかは分かっていない。

しかし、そんな中で、本庭ではかなり駆逐して良い形の石を集めていることもまた事実である。石も大きなものを使おうと努力していることが感じられる。

本庭の石組の基本データを取ってみると、石の高さから見た上位五石は、

一・三七m	（東部流れ立石）
一・三六m	（正面枯滝主石）
一・二〇m	（北部山畔立石）
一・〇三m	（西北山畔立石）
一・〇一m	（下段池北岸西方立石）

となり、平均値は、一・一九mである。これは古庭園中ではむしろ小さい方である。

これに對して石の横幅から見た上位五石は、

一・七一m	（正面枯滝東方横石）
一・五六m	（東部流れ兩岸横石）
一・五二m	（下段池北岸東方護岸上横石）
一・四八m	（下段池平石岩島）
一・四七m	（下段池北岸東方護岸中横石）

となり、平均値は、一・五五mである。これはかなり豪華な數うことになる。

値といつてよい。（ただし、後補の礼拝石は除く。）

それだけ本庭においては、石材の関係もあって横石に立派なものが多いということになる。

石數が非常に多いことも本庭の特色であって、そのあたりは中國庭園的である。

また、本庭のこの作庭様式は、甲州地方において他庭にも大きな影響を及ぼしたことが考えられる。
甲州では、他に懇林寺庭園（鎌倉時代・鳩山市）の影響が大きいことも知られているが、大別すると東光寺系か懇林寺系に分けられるようである。

東光寺系は、細長い池泉を作り、また山畔の取り入れ方に特色を見せるが、現存のものでは向嶽寺庭園（桃山・塙山市）、淨居寺庭園（桃山・東山製鉄牧丘町）、三元寺庭園（桃山・東山製鉄勝沼町）、永安寺庭園（江戸初・山梨市）、妙善寺庭園（江戸初・北口岸部及葉町）、精翠寺庭園（江戸初・甲府市）、清泰寺庭園（江戸末・北口岸部白州町）などがこの系統であると考えられる。

以上のように、東光寺庭園は、山梨県を代表する古庭園であると共に、また日本庭園全体から見ても特筆すべき名園として、庭園史上に燐然と輝くものといえよう。

これによって、様式手法についての記述を終えるが、その後に、附屬物としての自然石板碑について少々解説を加えておくことにする。

本庭山畔から、一つに折れて発見されたこの板碑が、どのようないき歴史をもつものかは一切不明である。その下部が不自然な状態で山畔に倒れていたことから見ても、庭に入れられたのは改造時であると推定される。

しかし、今回復元してみると、その梵字キリーチハ阿弥陀如米種子の書体はまことに美しく古式で、甲州においてはこれまでに例を見ないものであった。

さらに、種子の上に、一種の飾りであるイの二点を付けている点も非常に珍しく、やはり甲州では古いものとしては唯一の例ということである。

キリーチの書体は、上部に長い形式のいわゆる狂草体キリーチであり、その流れるような筆と、うつむき加減の配置が、かなりの古さを感じさせる。矢研形が浅目であることも、古い板碑に類似が多い。

これで、下部に銘文があれば中し分なかたな、おそらくは墨書き鉛筆でもあったのだろう、下には現在何も彫られていない。

そこで、年代などは、その梵字の書体から推定する以外に方法はないが、涅槃点（右側の上下の四角い点）の間に入った1点が細く延びている点は古式の証據である。また、上方に印の3点が独立してあるのも、ある程度年代が限られており、埼玉県の板碑の例では、鎌倉中期の寛元年間（一二四二～四六）から、正安年間（一二九九～一三〇一）頃までの間に見られる一つの特色である。

そのような点と、梵字の美しい書体からして、鎌倉時代後期までは行く可能性が十分にありそうである。ただし、彫りには部分的な改造があるらしく、切削ぎに少々不自然なところがあることに注意する必要があろう。

また、この梵字は左下の一部分を欠いて失っており、完全でないのが残念である。しかし、ラ点の線が残っているので、当初の形は大体に推定できる。

板碑のデータは次の通りである。

石 材	安 山 岩
總 高(地表より)	一三〇・〇 cm
表面幅(最大)	五一・〇 cm

キリーケ高さ	三一・二 cm
イの三点からキリーケ下まで	四一・〇 cm
現状キリーケの幅	一九・五 cm
イの三点直径	約五・〇 cm

涅槃点一边	三・三 cm ～ 三・五 cm
-------	-------	-----------------



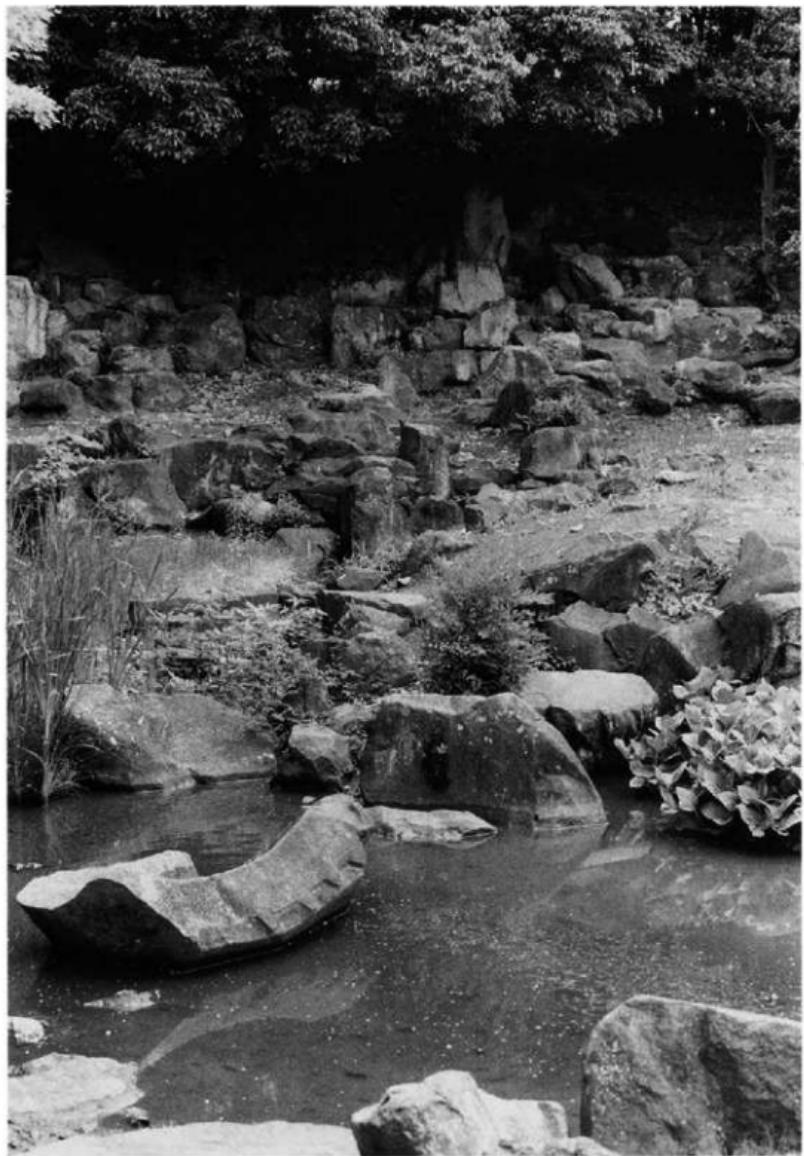
復元された自然石板碑の全景



同 上、梵字キリーケ

写
真
資
料

(
1
{
28
)



1. 舟石より正面枯滝を望む。復元整備前



2. 同右、復元整備後

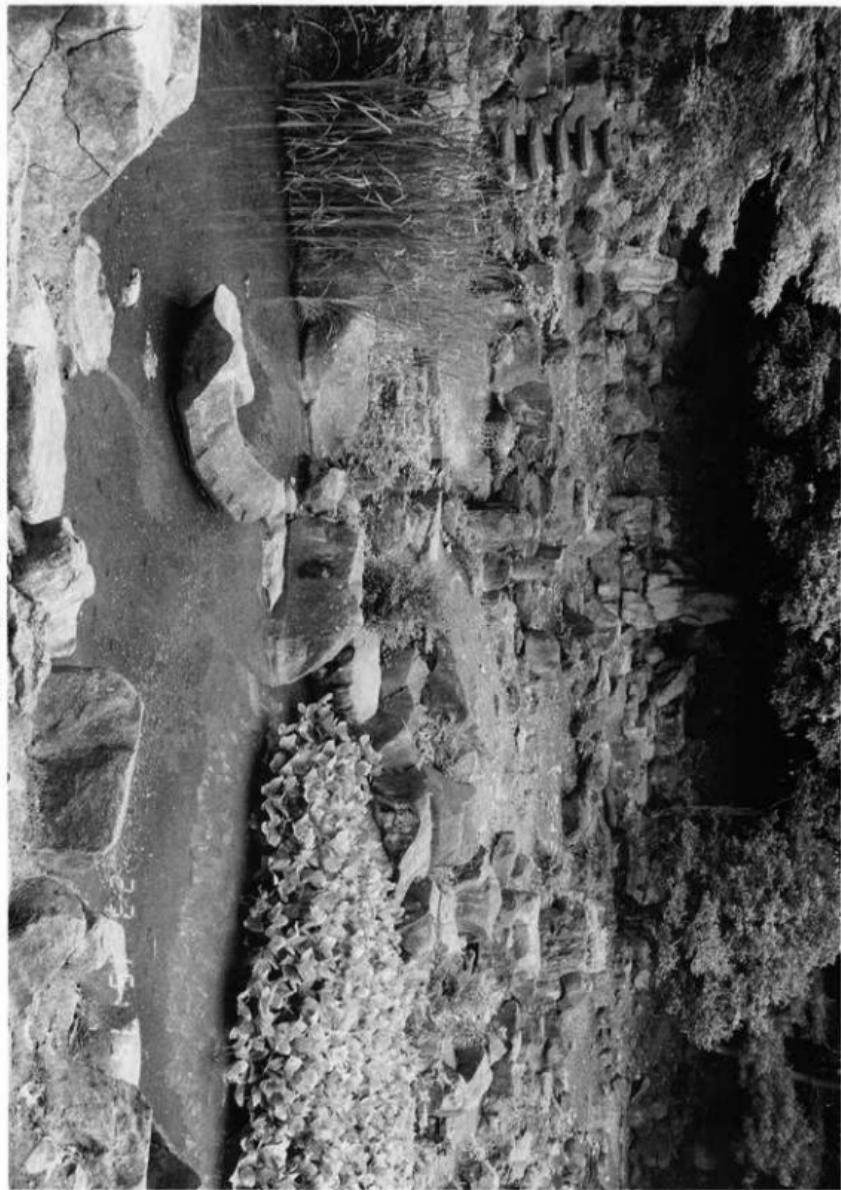


3. 西北山畔方面。復元整備前



4. 同上、復元整備後

5. 隋園中央主要洞。復元整備前



6. 同上、復元整備後



7. 南岸礼拜石附近。復元整備前





8. 同上。復元整個後

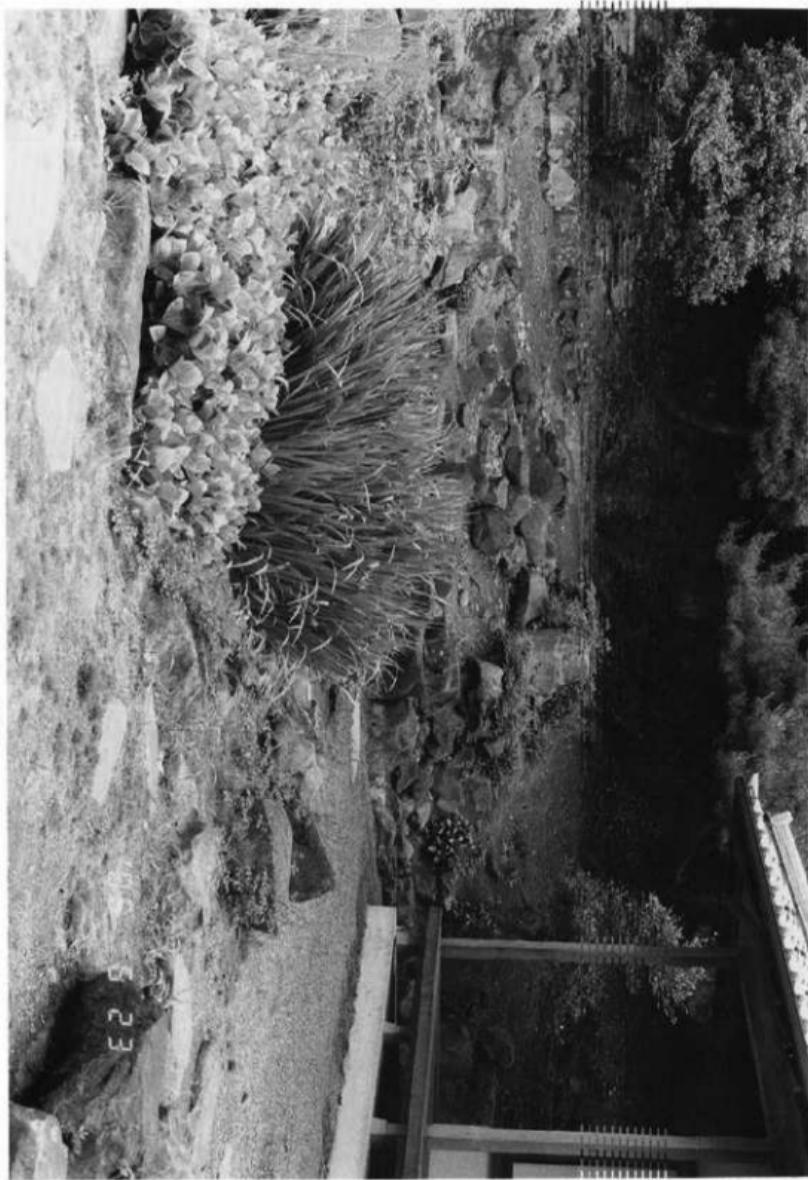
9. 下段池東部から正面枯滝を望む。復元整備前



10. 同上、復元整備後



11. 下段地東から見た東部枯葉方面。復元整備前



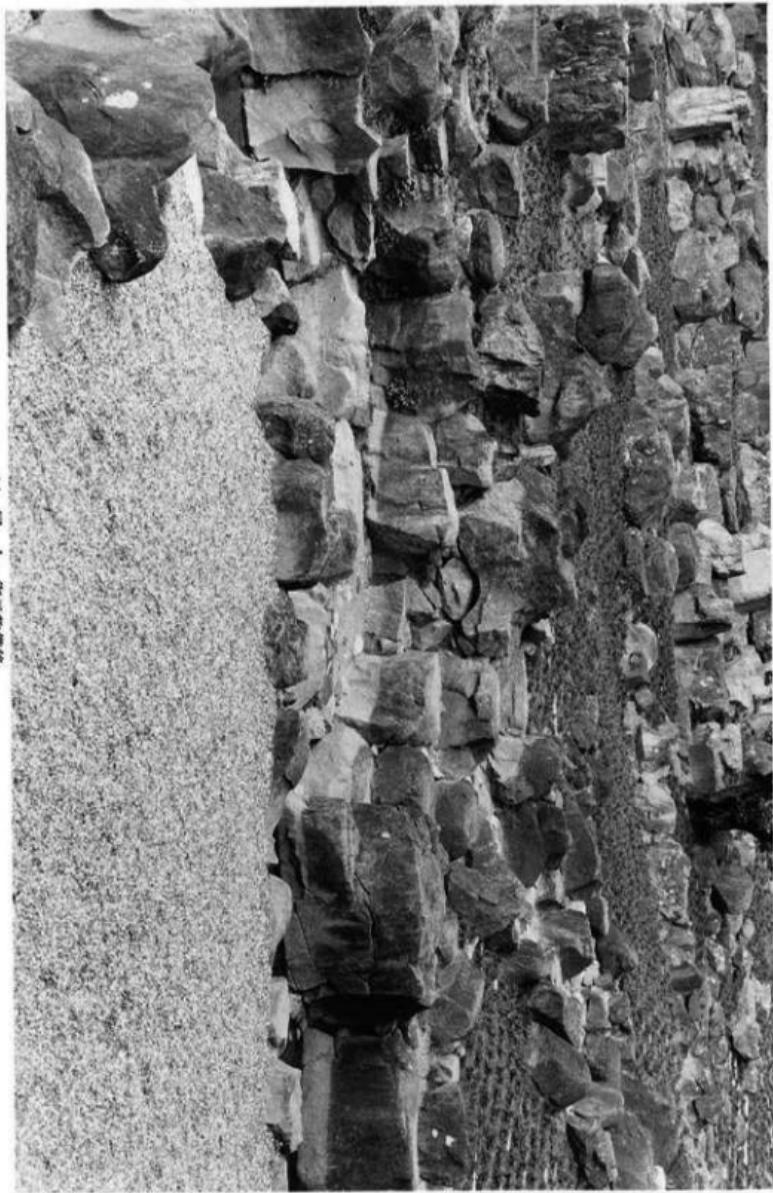


12. 同上、復元整備後

13. 東部流れ下流附近の景。復元整備前



14. 同上，復元整修後





15. 東から見た南岸護岸石組。復元整備前



16. 同右、復元整備後

17. 東部から見た下段池の全景。復元整備前

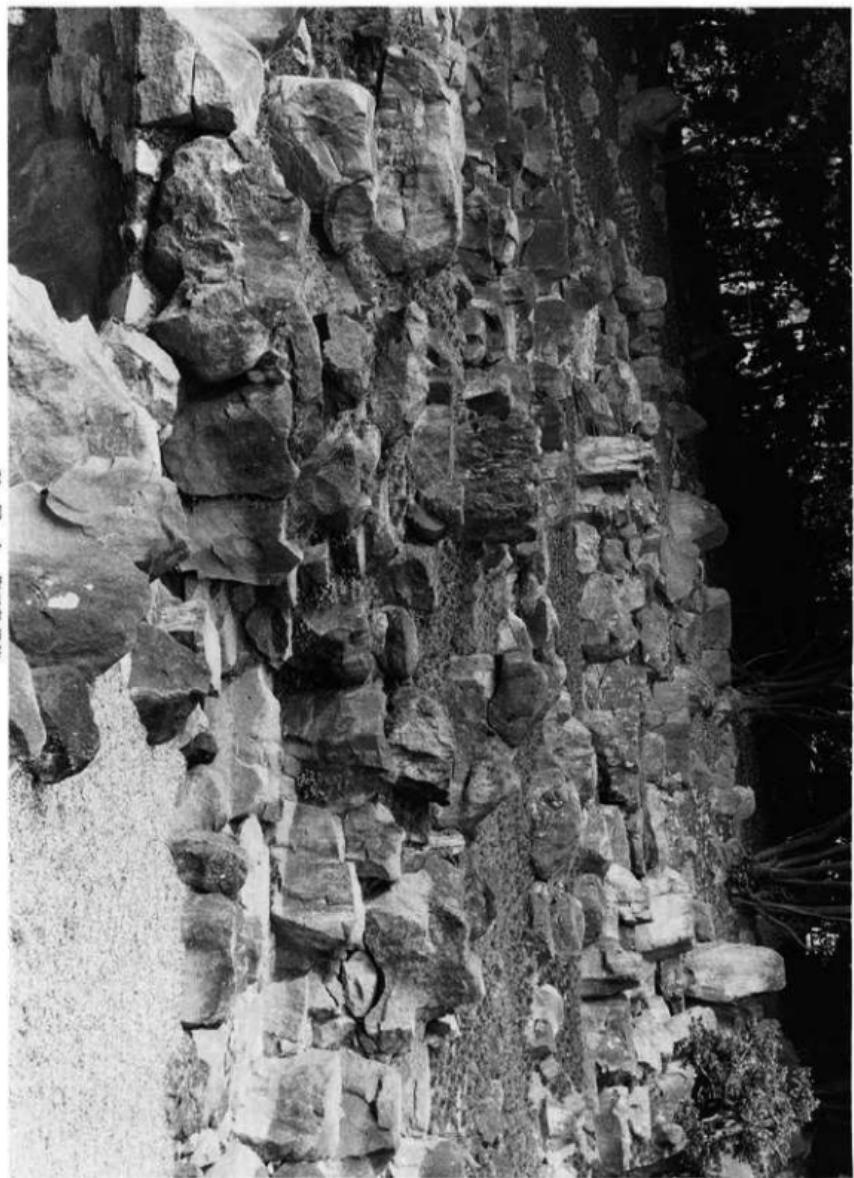


18. 同上, 复元整修后



19. 東方から中央山脈を望む。復元整備前





20. 同上, 復元整備後

21. 上方より見た正面枯滝。復元整備前





22. 同上。復元整備後

23. 山群上から見た上段地の堤と下段地。復元整備前

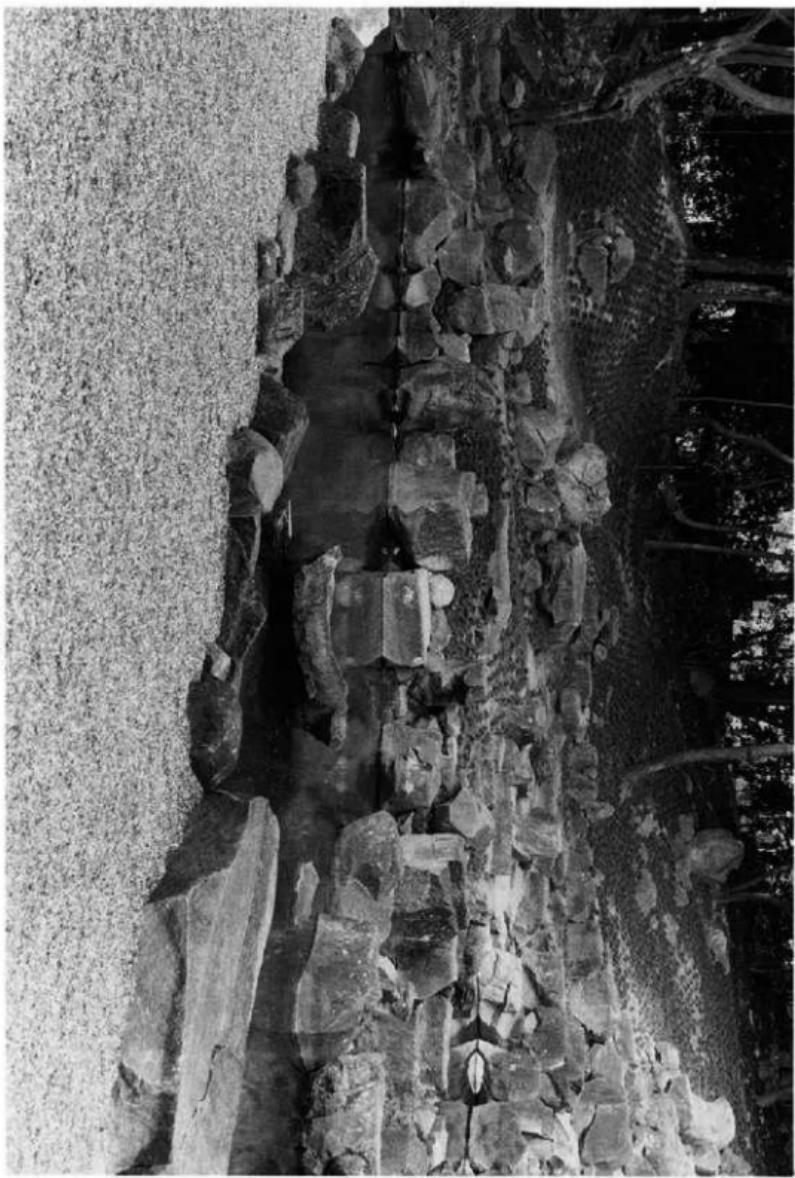


24. 同上，復元整飾後





25. 本堂方面から見た下段池西岸。復元整備前



26. 同上，復元整體後

27. 下段池北岸西部邊岸石組附近。復元整備前





28. 同上、復元整備後

参考文献

- 東光寺史関係
- 甲斐國社記寺記
 - 甲斐國志
 - 本朝高僧伝
 - 建長寺開山大覺禪師の日本精神文化への寄与に就いて（高木宗監）「和光」誌所載
 - 日本中世禪宗史へ（荻須純道）
 - 禪宗の歴史（今枝愛真）
 - 講座「禪」4
- 蘭溪直隆関係
- 北条高時著「吾の日本史」所載
 - 北条高時著「吾の日本史」所載
 - 妙心寺史
 - 正法山史
 - 大覚辨師語錄
 - 大覚辨師語錄
 - 大覺辨師行実
 - 元亨积書
 - 東光寺大覺辨師書簡
 - 三間寺方丈宛大覺辨師書簡
 - 建長寺藏大覺辨師頂相
 - 大覺辨師像紀実
 - 東教安禪師行実
 - 苦惱鏡
 - 元亨积書便蒙

東光寺庭園関係

- 日本庭園史圖鑑二ノド（重森三玲）
- 日本名園記（苑居松之助）
- 東日本の名園（古河功）
- 東光寺庭園私考（古河功）「定」所載
- 東光寺庭園（植松又次）「甲斐路」所載
- 日本庭園史大系（重森三玲、重森完述）
- 庭園の茶（森 茂）他

山梨県指定名勝

東光寺庭園復元整備報告書

発行者

法蓋山 東光寺

（執筆担当・古河 功）

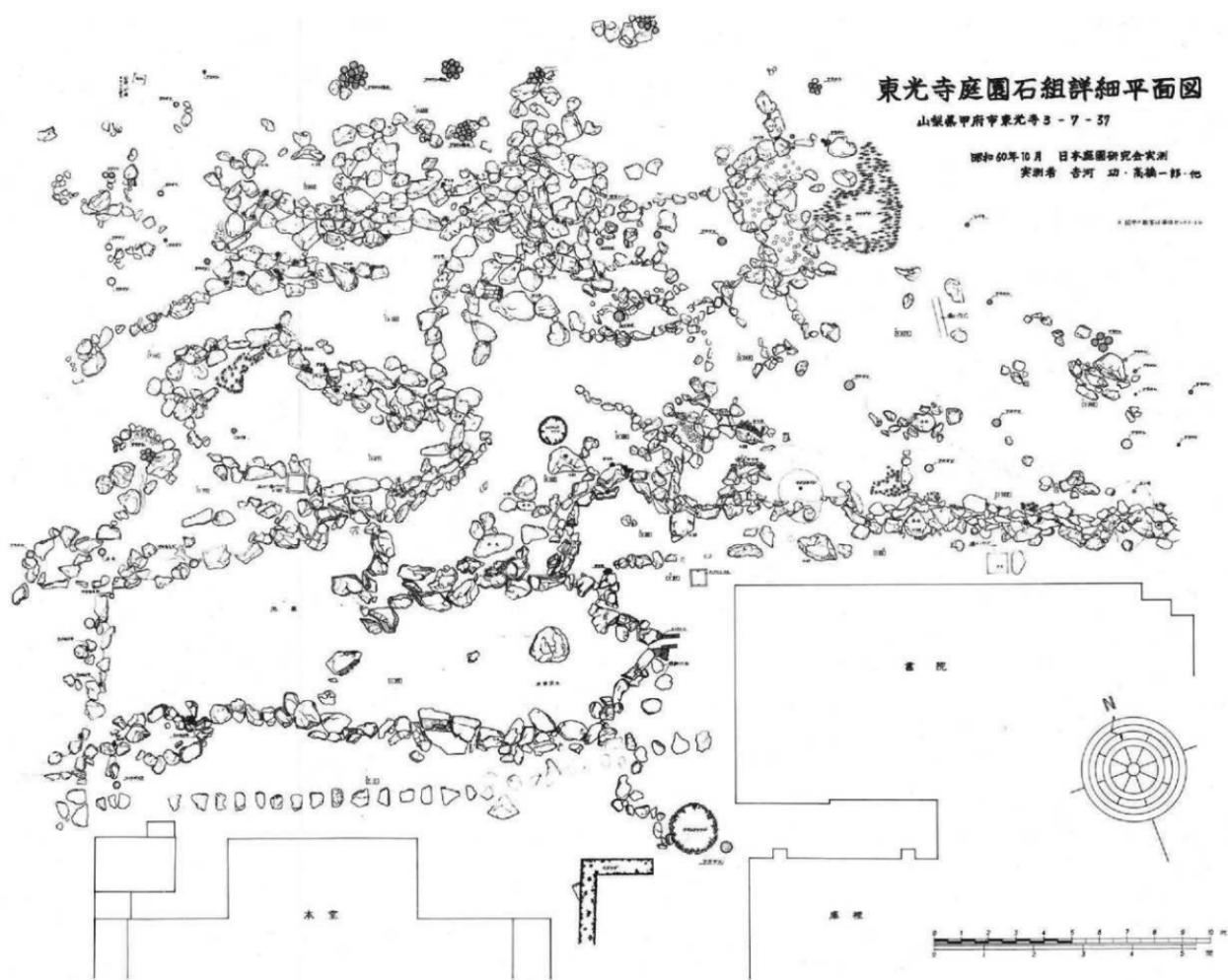
東光寺庭園修埋委員会

印 刷 明 洋 社
發行日 昭和六十二年三月一日

東光寺庭園石組詳細平面図

山梨県甲府市東光寺 3 - 7 - 37

昭和60年10月 日本国際研究会実測
実測者 吉河 功 高橋一郎 他



東光寺庭園平面図

山梨県甲府市東光寺 5-7-37

昭和61年9月 日本国庭園研究会
吉河 功・福島 保実測

